

# ヨズエ記

この書はヨズエの治下に起つたことの歴史を収め、且通説によればその手に成つたものとせられているところから、ヨズエ記と稱ばれている。ギリシヤ人はヨズエをイエズスと呼ぶ。それはヘブレオ語のヨズエとイエズスとが同一名で、また共に同じく「救う者」を意味しているからである。民を約束の地に導き入れるべき彼が、もとオゼーと稱していたのを、ヨズエすなわちイエズスと改名させられたのには（民一三・一七参照）、隠れた意味がないわけでもなかつた。それはすなわち、モイゼは律法によつて、民をただ約束の地の見える所まで導き入れることができたに過ぎないが、我らの救主イエズスは我らの中に導き入れ給らる筈であつた、ということ被我らに悟らせるためであつたのである。

## 第一章

ヨズエ主の御激勵を受け民にヨルダン渡河の準備をなさしむ。

一 主しゆの下僕しもべなるモイゼいぜの死後しご、主しゆ、ヌンの子こにしてモイゼいぜの従者じゆうしやなるヨズエいぜに告げ給たまうあり、即ち彼かれに曰たまわく、<sup>1)</sup> 三 わが下僕しもべ <sup>2)</sup> モイゼは死しせり。汝なんじも汝なんじの民たみも共に、起たちてこのヨ

第一章 1)モイゼの死後間もなく、或は少くともその葬儀を終つてからである。——2)ややモイゼに比べられるのはサムエルのみ（耶一五・一）。既に申三四・五、民一二・七、八にも、モイゼをさしてこう云つてゐる。モ

三 ルダンを渡り、我がイスラエルの裔等に與えんとす  
 四 る地に入れ。我はモイゼに云いし如く、汝等の足  
 五 の裏の踏む處をすべて汝等に渡さん。荒野より、  
 六 またリバノンより、大河エウフラトに至るまで、  
 七 へト人の地は目の没る方の大海に及ぶまで悉く、汝  
 八 等の境界内となるべし。汝の生くる目の限り、何  
 九 人も汝等に抵抗うを得じ。我はモイゼと共に在りし  
 十 如く、汝と共に在らん。我は汝を離れず、また汝を  
 十一 棄てじ。勇を鼓して毅然たれ。蓋し汝、この民に  
 十二 我がその父祖に之に與えんと誓いたる地を、籤によ  
 十三 りて分ち與うべければなり。されば、勇を鼓して  
 十四 飽くまで毅然たれ。然らば汝、わが下僕なるモイゼ  
 十五 が汝に命じたる律法を悉く守り行うを得ん。之より

イゼのほかには、特に諸太祖、また預  
 言者達もこうよばれている。教皇が教  
 書の冒頭に「Servus servorum Dei 天  
 主の下僕の下僕」と自稱せられること  
 を思い合せよ。―3) 天主は世界の創造  
 者にして主に在すが故に、いずれの民  
 にもその所有地を指定することを得給  
 う。―4) 申一一・二四。―1)のイスラエ  
 ルの陣營からはリバノンが見えた。  
 6) 境界は方角順に記載してある。南は  
 シンの荒野、北はリバノン、東はエウ  
 フラト、西は大海。申一一・二四にも  
 同様に書いてあり、創一五・一八以下  
 に合っている。この領地はまた楔形文  
 字の文書では「カツテイの地」すなわ  
 ちへト人の地と云われている。―1)の本  
 三・七。來一三・五。―8) 申三一・七、  
 二三。王上二・二。

八 右にも左にも逸るることなかれ。是、汝が己の行方所を、悉く賢明になすを得ん爲なり。八この律法の書を、汝の口より離すなかれ、晝も夜も之を思いめぐらし、以てその中に録されたる事を、すべて守り行方べし。さらば汝その途を賢明に歩むを得ん。九視よ、我汝に命す、勇を鼓して毅然たれ。九の 恐るるなかれ臆するなかれ。そは汝何事をなさんとするも、主汝の天主汝と共に在せばなり。」と。一〇ここにおいて、ヨズエ民の長等に命じて云いけるは「陣營の中を通り行き、民に命じて云え、二汝等食糧を準備せよ、蓋し三日の後<sup>10)</sup> 汝等ヨルダンを渡り、主汝等の天主が汝等に與え給わんとする地を領せんと、入り行くべければなり。」と。二三彼またルベン族とガド族と、マナツセ族の半と<sup>11)</sup> に云いけるは、二三主の下僕モイゼが汝等に命じたる言を思い起せ。曰く、〃主汝等の天主は、汝等に安息を賜い、またこの地をすべて與え給えり。〃と。一四汝等の妻子、及び家畜は、モイゼがヨルダンの此方において汝等に與えたる地に留まるべし。されど汝等手の強き者は皆、<sup>12)</sup> 武

9) 困難は大なれば  
 10) 第二章にある事件は服喪期間中にあたる。  
 11) この二族と半族とは既に自領をもつていた  
 12) 四・一三によれば、たゞ四萬人のみが共に出征した

一五 装して、汝等の兄弟の先頭に立ち、ヨルダンを渡り、彼等の爲に戦え。13) 一五 主が汝等に賜いし如く、汝等の兄弟にも安息を賜い、彼等

も亦主汝等の天主が彼等に與えんとし給う地を領するに至るまで然せよ。然る後汝等己が所領の地に歸りて、主の下僕モイゼがヨルダ

一六 ンの此方、日出する方において汝等に與えたる處に住むべし。」と。彼等乃ちヨズエに答えて云いけるは、「卿が我等に命じ給いたる

一七 事は、我等悉く之を爲さん。また卿何處に我等を遣し給うとも、我等行かん。一七 我等萬事においてモイゼに従いし如く、14) 卿にも亦

一八 従わん。ただ願わくは主汝の天主、モイゼと共に在しし如く、卿と共に在さんことを。一八 卿の口に諍い、卿の命じ給うすべての言に従

わざる者は、死に處すべし。ただ卿、勇を鼓し、雄々しく振舞い給えよかし。」と。15)

13) 民三二・二六。  
 14) いつもモイゼに服従していたわけでないが、不従順な徒輩は滅ぼされてしまつた。一五) 民は七節で天主がヨズエを激勵し給うたのと同じ言を用いて云い終る。ヨズエは己に對する天主のこの御言を、彼らに打明けたのであるらう。

## 第二章

間者二人イエリコに遣され、ラハブに迎えられ、かくまわる。

一時にヌンの子ヨズエ、セテイム<sup>1)</sup>より密かに

偵察の男二名を派遣し、之に云いけるは、「行

きてかの地及び<sup>2)</sup>イエリコの市<sup>3)</sup>を偵察よ。」

と。乃ち彼等行きてラハブと云える娼婦の家に

入り、<sup>4)</sup>その許に宿泊れり。<sup>5)</sup>然るにイエリコ

の王に告ぐる者ありて云う、「視よ、イスラエ

ルの裔にして、この地を探らん爲、夜ここに來

れる者あり。」と。<sup>3)</sup>よりてイエリコの王ラハブ

の許に人を遣し、云わしめけるは、「汝の許に

來り、汝の家に入りたる人々を引出だせ。彼等

は實に探偵者にして、全地を窺わんとて來れる

第二章 1)「アカシアの野」の義。ヨゼフス・

フラグイウスによれば、渡河した所から行

程三時間の所があり、こゝからはヨルダン

の谷が見える。ヨズエは僅か二名の若者を

選び(六・二三)、敵に知られないよう、ひ

そかに之を派遣した。1) 殊に。1) 3) 申三

四・三にある棕櫚の町。これは東方のセテ

イムの如く、ヨルダンから西方に行程約三

時間の所にあつた。1) 4) ラハブはバビロニ

アで娼婦の如きことをなし、同時に宿屋を

業としその女將であつた。それで密偵の人

々は人目につかずそこに泊り、必要な情報

を蒐集することができると思つたのである

の來一一・三一。雅二・二五。

四 なり。」と。四されどかの婦はその人々を取りて之を匿まい、しかし  
 て云いけるは、「いかにも彼等はわが許に來りしかど、その何處よ  
 五 り來れるかは、我之を知らざりき。」<sup>五</sup>しかも宵闇に門を閉鎖す頃お  
 い、<sup>六</sup>彼等また出で去れり。我はその何處に行きしやを知らず。<sup>七</sup>速  
 六 かにその後を追ひ給え。さらば之に追いつき給わん。」と。六さは云  
 え、婦はその人々を己が家の平屋根に上らしめて、其處にありし亞  
 七 麻の莖<sup>七</sup>もて之を覆いおきしなり。<sup>七</sup>さて、遣されし人々は、ヨル  
 八 ダンの徒渉場に至る途より彼等の後を追ひけるが、その人々出する  
 九 や、忽ち門は閉されたり。<sup>八</sup>匿われたる者共、未だ眠らざりしに、  
 視よ、婦その許に上り行きて云いけるは、<sup>九</sup>「主がこの地を卿等に與  
 一〇 一〇 給えることは、我之を知る。そは卿等を恐るる念、我等に起りて  
 一〇 この地に住む民皆氣力を失いたればなり。」<sup>一〇</sup>卿等がエジプトより  
 出で來りし時、主が紅海の水を、卿等の入るに當りて乾し給えるこ

の本六・一七。  
 の門を閉鎖する頃、  
 暗くなつてから。こ  
 うする方がよい。そ  
 うでなければ番人に  
 問い合せて、そらで  
 ないことがわかるか  
 らである。―<sup>八</sup>折ら  
 ぬ亞麻の莖で。これ  
 はイエリコ邊では、  
 管の如く太く、高さ  
 殆ど一メートルに及  
 ぶ。―<sup>九</sup>密偵の者が  
 まだ市中にいるよう  
 な場合、逃げられな  
 いために。―<sup>一〇</sup>出  
 五・一五参照。

と、及び卿等がヨルダンの彼方に在りしアモル人の二人の王、即ち卿等が殺したるセホンとオグとに爲したることは、我等之を聞きぬ。11)

二 我等之を聞くやいたく恐れ、我等の心挫け、卿等の入り給うに當り我等に氣魄些かも存せざりき。蓋し主卿等の天主こそ、上は天、下は地における神に在すなれ。二三 されば、わが卿等に憐憫をかけ參らせし如く、卿等もわが父の家に對して然なし給わんことを、今、主によりて我に誓い給え。しかして我に眞實の徴を與え、12) 一三 わが父母、わが兄弟姉妹、及び彼等の有なる一切を無事ならしめ我等の生命を死より救わんことを、示し給え」と。一四 彼等之に答えけるは、「ただ汝の我等を裏切る事だになくば、我等の生命は汝等に代りて死せん。また主この地を我等に付し給う時は、我等汝に憐憫をかけ眞實を示さん。」

一五 ところ。一五 ここにおいて、婦は綱もて彼等を窓より下せり、蓋しその家は市の石垣に密接して存したるなり。13) 一六 かくて婦彼等に云いけるは、

11) かような噂は、當時は諸所をめぐり歩く行商人によつて次から次へと諸民族に伝えられた。―出一四・二一。民二一・二四。

12) 本六・二二。

13) この密偵の人々のようにして、パウロがダマスコで脱出したことがある(徒九・二五)。―イエリコ發掘の際には、市を圍む石垣にピツタリ付けて建ててある家々も發見された。

一七 「彼等の戻りに卿等と遇うことなからん爲に、卿等山に登り、三日の間其處に隠れ、彼等の歸るを待ちて、然る後卿等の途を行き給え。」

一八 就きては、我等罪を犯さざるべし。14) 我等のこの地に入り來る時、

一九 且汝の父母、兄弟、及び汝の親戚を悉く汝の家に集めなば、凡そ汝

二〇 我等の頭に被るべし。されど汝もし我等を裏切りてこの事を外に洩

二一 らさんと欲せば、汝が切に願いたる我等の誓言に、我等關係なから

二二 ん。」と。婦乃ち「卿等の云い給える如くになれかし。」と答えた

二三 り。かくて彼等を出し去らしめ、窓に紅き紐を結びつけぬ。16) さて彼等行きて山に到り、追い行ける者の歸るまでと、三日の間其處に留

14) 誓言を果たして

15) 赤い色は遠くま

で見える。16) 後

に。—聖パウロは

この女の信仰を

(來一一・三一)、

聖ヤコボは密偵に

對するその善行を

(雅二・二五)、そ

れぞれ賞讃してい

る。この女は後に

イスラエルの民に

つき、サルモンと

結婚して、辱くも

救世主の先祖とな

る榮を得た(墳一・

五)



三 まれり。蓋しその者共は、途上隈なく彼等を探し索めたれど、見出さざりしなり。三三しかしてその者共の市に歸り行きたる後、偵察の人々は、山より下り、ヨルダンを渡りて  
 二四 ヌンの子ヨズエの許に到り、その身に起りし事どもを悉く之に告げて、二四云いけるは、「主はこの地を全て我等の手に付し給いぬ。その住民は皆恐怖に氣落ちせり。」と。

### 第三 三 章

ヨルダン河の水不思議に涸れてイスラエルの裔等を通過せしむ。

一 さてヨズエ夜にり起きて陣を疊み、イスラエルのすべての裔等と共に、セティムを出で發ち、ヨルダンに到り、三日の間其處に  
 二 滞留まりしが、<sup>2)</sup>ニその日數過ぐるや、傳令使陣中を経廻りつつ、  
 三 觸れ始めけるは、「汝等もし主汝等の天主の契約の櫃と、之を  
 昇くレヴィ族の司祭等を見ば、汝等も亦起ちて、その先立ち行く  
 四 に従え。<sup>4)</sup>されど汝等と櫃との間には、二千クビト<sup>3)</sup>の隔りあら  
 しめよ。是、汝等遙かに之を見て、<sup>4)</sup>己が行くべき途を知らん爲

第三章 1) 未明に。

2) この記事が反復してあるのは、ヘブレオ人に個々の事柄を綜合する習慣があるからである。— 3) 約九七〇メートル。— 4) 櫃は聖にして、近づいてはならぬから。

なり。⑤) そは、汝等嘗て之を通りしことあらざればなり。されば注意して櫃に近づくなかれ。」と。⑤) ヨズエまた民に云いけるは、「己を聖からしめよ、蓋し明日主は汝等の中に奇蹟を行ひ給わん。」と。⑥) 次いで司祭等に向かいて曰く、「契約の櫃を執り、民に先立ち進め。」と。⑦) よりて彼等その命に遵い、それを執りて彼等に先立ち歩めり。⑦) 時に主ヨズエに曰いけるは、「我今日よりすべてのイスラエルの前に汝を偉大ならしめ、以て我がモイゼと共に在りし如く、亦汝と共に在ることを彼等に知らしめん。⑧) 八) さて汝、契約の櫃を昇く司祭等に命じて云え、〃汝等ヨルダンの水の一部に入りたる時、その中に佇め〃と。⑨) 九) ここにおいてヨズエ、イスラエルの裔等に云いけるは、「此方に来りて、⑩) 主汝等の天主の御言を聽け。」と。⑩) しかしてまた云いけるは、「主活ける天主が、

の荒野通過が終ると共にマ  
ンナもやんだ如く、道を示  
すのは最早雲の柱でなく聖  
櫃である。①) モイゼも曾  
てかくの如くして統率者の  
役に就いたが、天主はヨズ  
エをもかくの如くして認證  
せんとし給う。モイゼはそ  
の杖で紅海の水を分けたが  
ヨズエにも契約の櫃によつ  
てヨルダンの河水を同様に  
させるである。②) 本一・  
五。①) 契約の櫃を留めて  
おくのは、一同が渡り終え  
るまで、河水を留めておく  
ため。②) 多分契約の櫃の  
周囲に、恭々しく集まつて

二 汝等の中に在し、汝等の眼前にてカナアン人、ヘト人、ヘヴ人、フェレズ人、またゲルゲス人、イエブス人、アモル人を滅ぼし給うべきことは、汝等之によりて知るべし。二視よ、全地の主の契約の櫃、汝等に先立ちてヨルダンを渡らん。10) 三イスラエルの諸族より、族毎に一人づつ、十二人を備えよ。11) 三さて主全地の天主の櫃を昇く司祭等、その足の裏をヨルダンの水に踏み入るる時は、河下なる水は流れ下りて絶え、河上より来るは山をなして立ち留まらん。12) 四かくて民はヨルダンを渡らんとて、その天主の幕を立ち出で司祭等は契約の櫃を昇きて、彼等の前に行けり。五然るに彼等ヨルダンに入りて、その足を水の一部に浸すや否や、(時恰も收穫の頃なれば、ヨルダンはその河床の岸まで水満々たり。12) 六河上より流れ下る水は同一場所に留まりて、山の如くに積み重なり、アダムと呼ぶ市より、13) サルタンという處まで、遙かに之を望むを得たり。されど河下なる水は、(今死海と稱する) 荒野の海に流れ下りて、終に全く水なきに至る。

9) イスラエルがカナアン占有の権利を受けたのは全地の主たる天主から。10) 徒七・四五。11) 理由は四・二以下に記してある。12) 集二四・三六。13) サルタンの横にあるアダムで、渡河したのである。

一七  
 りぬ。14) 一七ここに  
 いて民イエリコに向  
 かけて進み、15) 主の  
 契約の櫃を昇ける司  
 祭等はヨルダンの中  
 の乾ける地に、帯し  
 て立ち、かくて民、  
 悉く乾きたる河床  
 を渡りおえたり。16)

14) イエリコ附近にある浅瀬は深さ一メートル、ヨルダンは水勢強くして非常な激流であるため、水位低下の折でさえイスラエル人が妻子を連れてこれを渡ることは不可能であつたらう。四月末から五月始めにかけての收穫時に當つては、イスラエル人のような大群衆はともこの河を渡ることができなかつた。その季節にはリバノン山の雪どけのため、ヨルダンは水かさが増し、その高い岸をさえ越すのである。――15) ペタパラ(渡渉の家、もしくは渡渉の處の義)のあるあたりは、洗者ヨハネが洗した處。――16) この出来事は、土が崩壊して水を堰き止めたにしても、依然その不思議なことに變りはない。何となれば天主は水の涸れることを豫め知らせ(一三節)、その水の止まることを一定の時に始まらせ、且終らせ給うたからである。

### 第四章

河より十二の石を取り、奇蹟の記念として建て、また他に十二を川の中に置く。

二一  
 かくて彼等渡り終うるや、主ヨズエに曰いけるは、  
 三 各々の族より一人ずつ、十二人

九	八	七	六	五	四	三						
<p>ルダンの河床<small>かわどこ</small>の中<small>なか</small>において、契約<small>けいやく</small>の櫃<small>ひつ</small>を昇<small>か</small>きたる司祭等<small>しさいら</small>の立<small>た</small>ちおりし所<small>ところ</small>に、十</p>	<p>の陣<small>じん</small>せる處<small>ところ</small>まで、十二の石<small>いし</small>を運<small>はこ</small>び到<small>いた</small>り、其處<small>そこ</small>に之<small>これ</small>を建<small>た</small>てたり。九 ヨズエまたヨ</p>	<p>の彼<small>かれ</small>に命<small>めい</small>じ給<small>たま</small>える如<small>ごと</small>く、イスラエルの裔等<small>こら</small>の數<small>かず</small>に循<small>したが</small>い、ヨルダンの河床<small>かわどこ</small>よりそ</p>	<p>れたるなれ。〃と。ハイスラエルの裔等<small>こら</small>乃<small>すなわ</small>ちヨズエが命<small>めい</small>じたる如<small>ごと</small>くになし、主<small>しゅ</small></p>	<p>絶<small>た</small>えたり。さればこそ、是等<small>これら</small>の石末<small>いしすえ</small>永<small>なが</small>くイスラエルの裔等<small>こら</small>の記念<small>おぼえ</small>の爲<small>ため</small>に建<small>た</small>てら</p>	<p>に答<small>こた</small>うべし、〃ヨルダンの水<small>みづ</small>、主<small>しゅ</small>の契約<small>けいやく</small>の櫃<small>ひつ</small>がそを渡<small>わた</small>るに當<small>あた</small>りて、その御前<small>みまえ</small>に</p>	<p>汝等<small>なんじら</small>の肩<small>かた</small>に負<small>お</small>いて持<small>も</small>ち來<small>きた</small>れ。六 是<small>これ</small>、汝等<small>なんじら</small>の中<small>うち</small>に徴<small>しるし</small>とならしめん爲<small>ため</small>にして、<sup>2)</sup> 汝</p>	<p>等<small>ら</small>の子等<small>こら</small>後日<small>ごじつ</small>、〃是等<small>これら</small>の石<small>いし</small>は何<small>なん</small>の意<small>い</small>ぞ〃と云<small>い</small>いて尋<small>たず</small>ぬることあらば、<sup>七</sup> 汝等<small>なんじら</small>之</p>	<p>ルダンの中<small>なか</small>に行<small>ゆ</small>き、イスラエルの裔等<small>こら</small>の數<small>かず</small>に循<small>したが</small>い、各々<small>おの／＼</small>彼處<small>かしこ</small>より石<small>いし</small>一箇<small>ひとつ</small>ずつを</p>	<p>と堅<small>かた</small>き石<small>いし</small>十二箇<small>こゝ</small>を取<small>と</small>らしめ、汝等<small>なんじら</small>今夜<small>こんや</small>己<small>おの</small>が天幕<small>てんまく</small>を張<small>は</small>る宿營<small>しゆくえい</small>の場所<small>ばしょ</small>に之<small>これ</small>を建<small>た</small>つべ</p>	<p>し。〃と。四 よりてヨズエは、イスラエルの裔等<small>こら</small>の中<small>うち</small>より、族毎<small>やからごと</small>に一人<small>ひとり</small>ずつ選<small>えら</small>び</p>	<p>たる十二人<small>にん</small>を召<small>め</small>し、<sup>五</sup> 之<small>これ</small>に云<small>い</small>いけるは、「主<small>しゅ</small>汝等<small>なんじら</small>の天主<small>てんしゅ</small>の櫃<small>ひつ</small>の御前<small>みまえ</small>において、ヨ</p>	<p>を選び、<sup>1)</sup> 之<small>これ</small>に命<small>めい</small>じて、ヨルダンの中<small>うち</small>、司祭等<small>しさいら</small>の足<small>あし</small>の立<small>た</small>ちたりし河床<small>かわどこ</small>より、い</p>

第四章

1) 本三  
・一二

参照。

2) 同様

なと

は、創

三一、

四六。

二八。

一八。

三五、

一四に

もある

一〇 二の石を置きしが、<sup>3)</sup> 是等は今日に至るまで、其處に在り。一〇さて櫃を擔  
 える司祭等は、主がヨズエに命じて民に告げしめ給いし事と、モイゼが彼  
 に云いし事との悉く成就するまで、ヨルダンの中に立ちおり、民は急ぎ渡  
 れり。二かくて彼等皆渡り終うるや、主の櫃も亦渡りて、司祭等民の前に  
 行けり。三ルベンとガドの裔等、及びマナツセの族の半も、モイゼが彼等  
 に命じたる如く、武装してイスラエルの裔等に先立ち行き、<sup>4)</sup> 軍人四萬  
 人、その隊伍に循いて、イエリコの市の平野や原中を進み行きぬ。一四その  
 日主はすべてのイスラエルの面前にて、ヨズエを偉大ならしめ給いしかば  
 彼の生ける間彼等が之を畏るること、恰もモイゼを畏れし如くなりき。  
 一五主また彼に曰いけるは、一六「契約の櫃を昇く司祭等に、ヨルダンより出  
 て來れと命ぜよ。」と。一七彼乃ち彼等に命じて、「汝等ヨルダンより出  
 れ。」と云いしに、一八主の契約の櫃を擔える者共、上り來りて、乾ける地  
 上を歩み始むるや、水は河床に歸りて、故の如くに流れたり。<sup>5)</sup> 一九さて、

3) 石は大部分  
 見えるような  
 所に、置いた  
 のであるらう。  
 4) 民三二・二  
 八。一五) 水が  
 もとの所に歸  
 らなかつたと  
 したら、民は  
 恩を忘れて、  
 その奇蹟を偶  
 然と云い、自  
 然力のせい  
 にしたことであ  
 るらう。

民第一月（一）の十日（二）にヨルダンより上り來りて、イエリコの市の東側に對え  
 るガルガラに陣を張りぬ。（三）その時ヨズエ、人々がヨルダンの河床より  
 取りたる十二の石をガルガラに建て、（四）イスラエルの裔等に云いけるは  
 「汝等の子等、後日その父に尋ねて、（五）是等の石は何の意ぞ」と云うこ  
 とあらば、（六）汝等之に教えて云うべし、（七）イスラエル、このヨルダンを  
 その涸れたる河床を通りて、渡りしことあり、（八）主汝等の天主、汝等の  
 眼前にてその水を涸らし、汝等の渡るを待ち給いしなり。（九）そは恰も主  
 前に紅海において、我等の通り過ぐるまで之を涸らして、爲し給える所  
 の如し。（一〇）是、地の諸々の民が主のいと力ある御手を知り、汝等も  
 亦毎に主汝等の天主を畏るるに至らんためなり。（一一）

## 第五章

民割禮を受く—過越祭を行ふ—マンナやむ—天使ヨズエに現る。

（一）さて、ヨルダンを越えて西の方に住めるアモル人の王たちすべて、及び大海の邊の地

（一）出—四・二二。  
（二）この奇蹟にお  
 ける天主の御目  
 的は二通り。第  
 一、すべての人  
 が天主の無限の  
 大能を悟り、主  
 を信ずるに至る  
 よう。第二、既  
 に信仰して主に  
 歸依していた人  
 々が、なお一層  
 熱心になるよう

方を領せるカナアン人の王たちすべて、主がイスラエルの裔等の  
 面前にてヨルダンの水を涸らし、彼等の渡るを待ち給いしを  
 聞くや、イスラエルの裔等の侵入を恐れて氣落ちし、彼等には  
 些かも氣魄存せざりき。二その時主ヨズエに曰いけるは、「汝、  
 石の小刀を作り、<sup>1)</sup>イスラエルの裔等に再び割禮を施せ。」と。  
 三彼、主の命じ給える所をなし、陽皮の丘<sup>2)</sup>においてイスラエ  
 ルの裔等に割禮を施しぬ。四さて二度目の割禮の理由は次の如  
 し。エジプトより出で來りたる民の、男なるはすべて、即ち戰  
 争に堪うる者は皆、長く旅路を經巡る間に、荒野において死し  
 たりしが、五これは悉く割禮を受けたる者なりき。然るに荒野  
 において生れたる民は、六四十年廣き荒野を旅せる間、割禮を  
 受けざりき。さるほどに主の御聲に聽き従わざりし故に、主の  
 豫め、乳と蜜との流るる地<sup>4)</sup>を示さじと誓い給える人々、い

第五章<sup>1)</sup>先例の通り。出  
 四・二五參照。—<sup>2)</sup>割禮は  
 アブラハムが契約の徴と  
 して始めて行つたが荒野  
 通過中は行われなかつた  
 それをヨズエは約束の地  
 に入つてから天主の命に  
 よつて再び行つた。<sup>3)</sup>陽  
 皮即ち包皮を切つて割禮  
 を行つたので、その丘を  
 後にかく稱した。<sup>4)</sup>パレ  
 スチナは牧場と葡萄園と  
 に富んでいるので屢々乳  
 と蜜との流れる地という  
 美稱でよばれる(出三・  
 八、一一。民一三・二七。  
 申六・三。耶一一・五。な  
 ど)。牧場は牧畜に用いら



七 ずれも滅び去りしなり。七 彼等の子等その父に代り後  
を削ぎて、ヨズエに割禮を受けたり。そは彼等生れし  
ままにて割禮を受けず、路にて之に割禮を施す者あら  
八 さりければなり。八 かくて彼等は皆割禮を受けてより  
九 癒ゆるまで同じ宿場に留まりいたり。九 時に主ヨズエ  
に曰いけるは、「今日我汝等より、エジプトの恥辱<sup>6)</sup>  
を除き去りたり。」と。さればその處の名、ガルガラ  
一〇 と稱ばれて今日に至れり。一〇 さてイスラエルの裔等は  
ガルガラ<sup>7)</sup>に住まり居て、その月の十四日の夕に、イ  
二 エリコの平野において過越を行いぬ。二 しかして彼等  
はその翌日、その地の穀物、無酵麪、及びその年の炒<sup>8)</sup>  
三 麥<sup>9)</sup>を食したり。三 然るに彼等がその地の穀物を食し  
てより、マンナやみしかば、<sup>9)</sup> イスラエルの裔等は最

れるので、畜乳の生産にも役立つ。  
同地は多量に蜜を産し、殊に野生の  
蜜蜂によるものが多い。一<sup>6)</sup>割禮を  
施すと、その結果傷つけた所に幾日  
も熱をもつた。一<sup>6)</sup>エジプトの恥辱  
とはエジプトの奴隷たりしことをさ  
す。イスラエル人は約束の地に入つ  
てから、始めて終局の自由を獲た。  
のガルガラと命名したのは、これを  
ヘブレオ語のガラル「轉ずる」と關  
連させることができるので、「エジプ  
トの恥辱」を轉じ除いたことを記念  
したのである。一<sup>8)</sup>麥の穂を炒つた  
ものは、今でもアラビア人には大い  
に好まれている。一<sup>9)</sup>マンナがやん  
だのは、イスラエル人にその天上の  
不思議なパンの與えられたのはたゞ  
天主の御慈悲によるのみと、悟らせ

一三 早この食物を用うることなく、カナアンの地のその年の穀物を食せり。一三さてヨズエ、イエリコの市の野邊に在

一四 に向かいて立てるを見たり。よりて彼、その許に行きて

一五 「汝は我等の味方か、敵か。」と云いけるに、一四その者

一六 「わが卿その僕に何をか曰う。」と。一六彼云いけるは、

「汝の足より脊を脱げ。蓋し汝の立てる處は聖なればな

り。」ヨズエ即ち命ぜられたる如くになしぬ。<sup>12)</sup>

### 第 六 章

七日の行列の後司祭等喇叭を吹き鳴らし、イエリコの城壁落つ—市の占領と滅亡。

一 一さるほどにイエリコは、イスラエルの裔等を恐るる故に、堅く閉し、塞したれば、敢

るため。一10)ヨズエは攻める前にその場所を偵察した。一11)ユデア人はこれを、但一〇・二一によつてイスラエル民族の守護の天使である大天使聖ミカエルと解している。他の解釋者は、もつと古いユデアの釋義學者と共に、これを出二三・二〇で天主に約束せられている、彼らの前に立つて進んだ同一の御使、"御言"と解している<sup>12)</sup> 茨の繁みでモイゼに現れた"主の御使"も、同じことを云つてい

る。一 出三・五。徒七・三三。

二 出入する者もあらざりき。三時に主ヨズエに曰いけるは、「視よ、我は  
 イエリコと、その王とすべての強き人々とを、汝の手に付したり。三汝  
 四 等軍人、皆日に一度市の周囲を廻れ。汝等六日の間かくなすべし。四し  
 五 かけて七日目に、<sup>1)</sup> 司祭等祝年に用うる如き七箇の喇叭<sup>2)</sup>を取り、契約  
 の櫃に先立ち行くべし。かくて汝等七度市を廻るべく、司祭等は喇叭を  
 吹鳴すべし。五しかして喇叭の音、一際長く切れぎれに鳴りて、汝等の  
 耳に入らば、民皆大なる聲を擧げて、相共に叫ぶべし。さらば市の石垣  
 地に崩れ落ちて、彼等各自その立ちて攻めいたる處より、侵入するを得  
 六 ん。」と。六ここに於いてヌンの子ヨズエ司祭等を召し、之に云いけるは  
 「汝等契約の櫃を取れ、また他の司祭等七人、祝年の喇叭七箇を取り、  
 七 主の櫃に先立ち進め。」と。七次いで民に云いけるは、「行きて、武装し  
 八 主の櫃に先立ち進み、市を圍め。」と。八かくヨズエその言を終え、七人  
 九 の司祭等七箇の喇叭を吹きて主の契約の櫃に先立ち、九武装せる人々皆

第六章 1) 聖ク  
 リゾストモは、  
 この七日を天主  
 が市民に悔悛の  
 期間としてお與  
 えになつたと解  
 している―ちよ  
 うどニニヴェ市  
 がヨナの三日の  
 説教の間容赦さ  
 れていたように  
 2) 銀製の喇叭で  
 はなく、牡羊の  
 角で出来ている  
 ソファアロトと  
 いうヨベルの喇  
 叭。

一〇 前に進むや、のこり残餘の普通たみの民、ひつ櫃にしたが従い、ラッパ喇叭の音およも四方にきこ聞えぬ。一〇さてヨズエ、たみ民にめい命じて云いけるは、「われ我が汝等なんじらによ呼ばわりさけ叫べ」と云う日の來るまでは、なんじら汝等なんじら叫ぶべからず、なんじら汝等の聲こえを聞かきしむべからず、また汝等の口より、いちご一語をも出いだすべからず。」と。二かくの如くにして主しゆの櫃ひつは日ひに一度ひとたび市の周圍しゅういを廻り、陣じんに戻りて其處そこに住とどまれり。二三即ちヨズエ朝未明あさまだきに起き、司祭等主しゆの櫃ひつを取り、二三その中うちの七人にん、祝年ヨベルに用もちうる喇叭ラッパを取り、主しゆの櫃ひつに先さき立ちて歩あゆみつつ吹鳴ふきなせば、武裝ぶそうせる人々ひとびとその前まへに立たちて進すすみ、のこり残餘の普通たみの民櫃たみひつのうしろ後につよ續き、かくて喇叭ラッパ響ひびき渡わたれり。三四また二日目かどにも、彼等市かれらまちの周圍しゅういを一廻りひとめぐして、陣じんに戻り、六日かの間あいだかくなしぬ。一五されど七日目かどには、彼等夜明かれらよあけに起おきて、定めさだめられたる如く、七度市たがまちを廻り。一六しかして七度目たがめに司祭等廻りつつ喇叭ラッパを吹ふき鳴ならしたる時とき、ヨズエすべてのイスラエルに云いけるは、「こえあ聲舉げよ、けだ蓋し主しゆはこの市まちを汝等なんじらに付わたし給たまえり。一七さればこの邑まちを呪咀のろいに付わたし、その中うちにあるすべての物ものを主しゆに献ささげよ。」<sup>4)</sup>ただ娼婦あぢめラハブ、

3) 先頭に  
は武裝し  
た人々が  
立ち、次  
に七つの  
喇叭をも  
つ司祭達  
が行き、  
これに契  
約の櫃を  
昇く司祭  
達が續き  
殘餘の戦  
士が後衛  
をつとめ  
る。  
4) 生死を  
掌り給う

一八 及び之と共にその家にあるすべての者のみは、之を生しおけ。かの婦は、我等が遣せる使の者共をかくまいたればなり。一八されど汝等戒心して、かの禁ぜられたる物に觸るるなかれ。恐らくは違反の罪を獲て、イスラエルの全陣營に罪と累とを及ぼすとあらん。一九 ただ凡て金銀よりなる物及び青銅、鐵の器具あらば、之を主に獻聖げ奉りて、その御寶蔵に納め蓄うべし。二〇 二〇 において民皆聲を擧げ、喇叭鳴り響きしにその聲、その響、衆人の耳に轟くや、石垣忽ちに崩れ落ちしかば、各人已に向かえる所より上りて、彼等その都市を取り、

主が呪詛をかけられたのは（母上一五・三）、偶像禮拜と不倫とに陥つた町と住民とを罰し（利二七・二九。母上一五・二一）、またイスラエルがこれに感染して天主を棄てるのを防ぐ（申一三・一三以下）ためであつた。それで天主は疫病や自然の慘事をお許しになつても殘忍でないと同様、呪詛をかけ給うてもその御措置を殘酷とはいわれない。天主は忍耐と慈悲とを以て四百年間待ち給うたが今や正義を行い給う。しかしイスラエル人は人非人ではないか。彼等は天主の正義のお罰の具に供せられたのである。それに最初の町に對する措置は殘餘の町に對するそれよりも嚴しいが、これはこれらの町民達のみせしめにするためである。一〇本二・四。來一一・三二。一〇この石垣の崩壊は偶然で説明できない。天主は豫めその時を知らせ、且イスラエル人に信仰と服従とを望むという條件付でこの奇蹟を行われたのである。一〇來一一・三〇。略後一二・一五。

二二 その中にある者は、男も女も若きも老いたるも、悉く之を殺し、  
 二三 また牛、羊、驢馬をも劍の刃にかけて屠れり。三時にヨズエ、偵察  
 の爲に遣されし二人の人に向かいて云いけるは、一かの娼婦の家に  
 入り、汝等が誓言して受合いたる如く、かの婦と之に屬するすべて  
 二三 のものとを携え出せ。」と。8) 若者等乃ち入りてラハブとその兩親  
 またその兄弟ならびにその一切の家財道具、及びその親戚を携え出  
 二四 し、之をイスラエルの陣營の外に留め置きたり。9) 然れども市と  
 その中にあるあらゆる物とは、彼等之を焚けり。ただ金銀、ならび  
 二五 に青銅鐵の器具のみは之を主の寶庫に奉納せり。10) 二五されど、娼婦  
 ラハブとその父の家とその有てるすべての物とは、ヨズエ之を救い11)  
 たれば、彼等今日に至るまでイスラエルの中に住めり。そはかの婦  
 彼がイエリコを探偵らしめんとて遣したりし使の者共をかくまいし  
 二六 に由るなり。12) その時ヨズエ呪詛をなして云いけるは、二六「起ちて

8) 本二・一、一四。  
 9) 利二四・一四。民  
 三一・一九。の前例  
 に倣い。彼らは不淨  
 であつたから一定期  
 間陣外に留まらねば  
 ならなかつた。―來  
 一一・三一。―10) 本  
 八・二。―11) 原語  
 fecit vivere 「生かし  
 ておいた。」―12) 墳  
 一・五によれば、ユ  
 ダ出の君サルモンが  
 ラハブを娶つて妻と  
 したので、かの女は  
 そのお庇でダグイド  
 の祖先となり、救世  
 主の家筋の祖となつ

イエリコの市を建つる人は、主の御前に  
 呪われよかし。<sup>13)</sup> 彼はその基礎を据うる  
 に長子を賭し、その門を建つるに末子を  
 賭すべし。<sup>14)</sup>と。二七さて主ヨズエと共に  
 在しければ、彼の名全地に喧傳せられた  
 り。

## 第七章

イスラエル人アカンの罪によりハイにて敗る—罪人に  
 石を擲ちて殺し、天主の御怒を免かる。

一 茲にイスラエルの裔等、誠命に背きて  
 呪われし物を執り用いたり。蓋しユダ族  
 のザレの子ザブデイの子なるカルミの子  
 アカン、些か呪われし物<sup>1)</sup>を取りしなり。

た。恰もその久しい以前のタマル(創三八・二八以  
 下)や後のルト(得四・二一以下)の如くに。  
 13) この禁令は家々の再築よりも寧ろ町の要塞化に對  
 してである。ヨズエの呪詛はアハブの世に、ベテル  
 出身のヒエルがこの町を堅固な城市に改造しよう  
 した時實現した。—14) すなわち自分の子どもを次か  
 ら次へと全部失う。

第七章 1) 呪いのかかつていたイエリコからの鹵獲  
 物。

二 よりて主はイスラエルの裔等に對し怒り給えり。<sup>2)</sup>ニさて、ヨズエ、ベテルの町の東方にあり、ベタヴエン<sup>3)</sup>に程近きハイ<sup>4)</sup>に向かいて、イエリコより人を遣すに當り、之に云いけるは、「上り行きて、かの地を探偵よ。」と。彼等乃ちその命を果して、ハイを探偵、<sup>三</sup>歸り來りて彼に云いけるは、「民の悉くを上らしむるなかれ。ただ二三千人を上らしめてハイを撃たしめよ。敵はいと少きに、など徒にすべての民をわすらわすとやはある。」と。<sup>四</sup>ここにおいて軍人三千人上り行きしが、忽ちにして後を見せ、<sup>五</sup>ハイ市の人々に撃破られその中三十六人討死せり。<sup>5)</sup>かくて敵は彼等を追いて、門よりサバリムまで至り、その下坂を逃げ行くを殺しければ、民の心怖じ恐れて水の如く溶け失せぬ。

<sup>2)</sup>アカンの罪は特殊なもので、その重大性は万人に示して警告する必要があつた。主はイエリコに對して、その偉大にして聖なる御名を顯し給うた。ハイに對しても、イスラエル人に、彼らが御掟を破つても、御自分の聖たる實をこれに示し給うことを教えんとし給う。本二二・一六、二〇。代上二・七。――<sup>3)</sup>遺跡の發見されていない地。――<sup>4)</sup>ハイはイエリコから北西へ約二十キロ、イエルサレムから北へ十八キロの地点にあり道はこゝから奥地に入る。――<sup>5)</sup>それ自體では僅少の損失であるが、當時の實情ではヘブレオ人にとつて重大な失敗であつた。敗北に驚いた主要な原因は、天主が最早自分達を助け下さらぬのを悟つたこと。



六 大されどヨズエはその衣を裂き、<sup>6)</sup> イスラエルの長老一同と共に、主の櫃  
七 の御前において地に平伏し夕に及び、その頭に塵を被れり。セしかしてヨ  
ズエ云いけるは、「ああ悲しいかな、主なる天主よ、いかなれば主はこの  
民を導きてヨルダン河を渡らせ、我等をアモル人の手に付して滅ぼさんと  
八 し給うや。我等初の如く、ヨルダンの彼岸に留りたらば、よかりしならん  
に。ハわが主なる天主よ、我、イスラエルがその敵に後を見せしを見て、  
九 また何をか云わんや。カナアン人、及びこの地に住むすべての民、之を  
一〇 聞くや、相集りて我等を圍み、我等の名を地上より絶やささん。さらば主は  
その偉大なる御名に對し、何をかなさんとし給うぞ。」と。一〇主乃ちヨズ  
二 エに曰いけるは、「起て、汝、何故地に平伏しおるや。二イスラエルは罪  
を犯してわが契約を破りぬ。即ち呪われたる物を取り、盗み、偽りて、之  
三 を己が器具の中に隠したり。一三さればイスラエルはその敵に抗るを得ず、  
之に逐われて逃げ奔らん、そは呪われたる物によりて穢されたればなり。

6) 衣服を裂くのは大抵上衣の首穴からするのであるが(創三七・三四 百一・二〇。出九・三、五。)それと頭に灰を振りかけること(母上四・一二。百二・一二。)とは、悲しみや服喪の印であつた<sup>7)</sup>天主に屬する物をわが物とした不敬罪

二三 汝等がこの罪を犯したる者を滅ぼすまでは、我最早汝等と共にお  
らじ。8) 一三起て、民を聖からしめて、之に云え、汝等、己を聖

一四 中より滅ぼすまでは、汝、その敵に抗るを得ず。と。9) 一四され  
ば汝等明朝 汝等の族々に従い、いずれの人も出で来るべし、し

一五 かけて何族籤にあたるとも、10) そはいずれの血族も、血族はいず  
れの家も、また家はいずれの男も、皆出で来るべし。一五しかして

一六 エルの中に悪しき事をなしたればなり。12) 〃と。一六ヨズエ乃ち朝  
に起くるや、イスラエルをその支族毎に來らしめたるに、ユダ族

一七 なること知られたり。一七よりてその族を家毎に來らしめたるに、

8) みせしめに。一9) 利  
二〇・七。民一一・一  
八。本三・五。母上一  
六・一五。一10) 聖なる  
籤のお告げ「ウリムと  
トウミム」が用いられ  
たと解してよかるら、  
殊に本文に天主が御自  
ら罪人を示す旨、明ら  
かに力説してあるのだ  
から。この聖なる籤を  
用いて天主に伺いを立  
てることを許されてい  
たのは、たゞ大司祭だ  
けであつた(母上一二三・  
六)。一11) 死刑を更に重  
くして。一12) 悪例を遺  
したから。

一八 ザレの家なること知られたれば、また之を家毎に來らしめて、そのザブデイなることを知れり。一八ここに於いてその家人をひとりひとり來らしめ、ユダ族のザレの子ザブデイの子なるカルミの子アカンなることを知りぬ。一九よりてヨズエ、アカンに云いけるは「わが子よ、主イスラエルの天主に光榮を歸し奉りて告白し、汝の爲せる所を我に告げよ。之を隠すなかれ。」と。二〇アカン乃ちヨズエに答えて云いけるは、「誠に我は主イスラエルの天主に對して罪を犯し、しかじかの事を爲せり。」<sup>14)</sup> 二一蓋し我は鹵獲品の中に、甚だ佳き紅の衣服一枚、<sup>15)</sup> 銀二百シクル、五十シクルの黄金の棒<sup>16)</sup> あるを見、欲しくなりて之を取り、わが天幕の中の地に隠したるなり。銀もわが掘りたる土もて覆えり。」と。二三ここに於いて、ヨズエ部下を遣しけるが、その者共彼の天幕に馳せ行き見て、見しに、すべてその處にあり、銀も共にありき。二三 彼等乃ち之を

13) アカンは天主から罪の赦免を蒙るために、告白させられる。  
 14) 昔のアダムやカインと違つて、アカンは心の底から自分の罪を告白し、自分が天主の御罰を受くべきものであることを言明する。  
 15) ヘブレオ語聖書では「センチナルヘビロン」の上衣」。故にバビロンで作られたような特別高價な織物の上衣  
 16) 銀二百シクルの重さは約三キログラム、金の重さは約八百グラム

二四

天幕より取出して、ヨズエとイスラエルのすべての裔等との許に持ち來り、主の御前に置きたり。17) 二四 それよりヨズエ、すべてのイスラエルと共に、ザレの子アカン、及びその銀や衣服や、黄金の棒、またその息子、娘<sup>18)</sup>、牛、驢馬、羊、なお天幕も、あらゆる所有物をも取りて、之をアコルの谷<sup>19)</sup>に携

二五

え行きしが、二五 そこにてヨズエ云いけるは、「汝我等を不幸に陥れたれば、願わくは主今日汝を不幸に陥れ給わんことを。」と。かくてイスラエル皆彼に石を擲ち、その所有物を

二六

悉く火もて焚き盡せり。二六 しかして彼等彼の上に、大なる石の堆<sup>21)</sup>を積みあげしが、之は今日まで残りてあり。かくて主の御忿怒は彼等より除かれたり。よりてその處の名を今日までアコルの谷と稱べり。

17) 契約の櫃の前に置いた。  
 18) 彼らは共に知りつつ盗品を隠して共犯の罪に問われたのである。そうではなくても、一般の不幸には悪人も善人も遭うように、親子の縁で父の所罰に卷添になつたのである。——19) この谷はイエリコの北方、ユダ族の領地の北境にある。アコルは不幸に陥れるという意味の語アカルと関係がある(二五節参照)——20) 呪いでなく、裁判者の宣告。罰は天主が下し給う。——21) 恥辱の記念物。母下一八・一七のアプサロムの天罰参照。

# 第八章

ハイの占領。

一 主またヨズエに曰いけるは、「恐るるなかれ、また臆するな  
かれ。衆くの軍人を悉く自ら率い、<sup>1)</sup> 起ちてハイの市邑に上  
り行け。視よ、我はその王その民その邑その地を、汝の手に付  
したり。ニされば汝、曾てイエリコとその王とに對して爲した  
る如く、ハイとその王とに對して爲すべし。されどその鹵獲品  
とすべての家畜とは、取りて汝等の有となすべし。<sup>2)</sup> 邑の後に  
伏兵を置け。」と。三ヨズエ乃ち起ちて、全軍の兵を率い、ハイ  
に上り行きぬ。しかして勇士三萬人を精選り、<sup>3)</sup> 夜に遣し、  
四之に命じて云いけるは、「邑の後に待ち伏せせよ。遠く離れ  
ずして、汝等皆用意してあれ。五さて我及び我と共にある殘餘  
の軍勢は、<sup>4)</sup> 反對の側より邑に押し寄せん。しかして彼等が我

第八章 1)七・四の如く

僅か三千人でなく。

2)イエリコは汝らの援助  
なくして陥つた。ハイを

取る時には汝らに協力さ  
せよう。それで汝らはそ

こで鹵獲物の分配にあず  
かることができる。六・

二四参照。1)3)この内五  
千が伏兵として残つたの

である(一・二節参照。)  
4)故に三萬の中からなほ

残つている二萬五千人で  
ある。

等に向かい、打つて出でなば、我等は前になしたる如く、後を見せて逃げ走らん。大さらば終に彼等は我等を追いて、邑より遠く誘き出さるるに至らん。蓋し、彼等は以前の如く我等敗走すと思ふべければなり。七かく我等逃げ走り、彼等追いつつある時、汝等その待伏せの場所より起ち出でて、邑を荒すべし。八それは主汝等の天主、之を汝等の手に付し給うべければなり。八しかして汝等邑を取りたらん時は、之に火を放ち、すべてわが命じたる如くになすべし。」と。九かくて彼等を遣しければ、彼等待伏の場所に行き、ハイ市の西方においてペテルとハイとの間に身を置きたり。されどヨズエはその夜民の中に留まれり。一〇しかして彼は朝未明に起き、己が兵を集め、長老等と共に軍の先頭に立ち、軍人に圍まれて上り行きぬ。二さて彼等は來りてその邑に面して上り行くや、邑の北方にて停まりしが、それと彼等との間には、中央に谷ありき。三次いで彼は五千人を選び、その邑の西方において、ペテルとハイとの間に之を伏せおきたり。一三また殘餘の軍勢は悉く、行きて邑の北方に陣を布き、その大軍の殿

五) 本七

・四。

一四 軍は、邑の西方にまで及べり。かくてヨズエはその夜進みて谷の中に  
 足を留めぬ。一四ハイの王は之を見るや、朝に邑の軍勢を悉く率いて<sup>6)</sup>  
 急ぎ出で行き、之をして荒野<sup>7)</sup>の方に陣を布かきしめしが、その背後に  
 一五 伏兵あるを知らざりき。一五その時ヨズエとすべてのイスラエル<sup>8)</sup>とは  
 その場より退き、さも恐れたる如く見せて、荒野の道を逃げ行けり。  
 一六 一六されば彼等は一齊に叫び、互に勵まし合いつつ之を追いしが、その  
 一七 邑を出でて、一七イスラエルの後を追わずして残れる者、ハイの邑とベ  
 テル<sup>9)</sup>の邑とに一人もなかりし時、(皆邑を空にして打つて出でたる  
 一八 なり)一八主ヨズエに曰いけるは、「汝の手にある楯を、<sup>10)</sup>ハイ市の方に  
 一九 擧げよ、蓋し、我之を汝に付さん。」と。一九彼乃ちその楯を邑の方に  
 擧ぐるや、隠れおりし伏兵俄に起りて、邑に行き、之を取り、之に火  
 二〇 を放ちたり。二〇さて、ヨズエの後を追いきし邑の人々、背を顧みて  
 邑の煙の天に冲するを見、最早此方にも彼方にも逃ぐる力なかりき。

6) 二四節にある如く、非戦闘員だけは後に残っていたのゴール、すなわちヨルダンの谷。  
 8) 彼は先ず當日の戦勝に安心し油断していた。一9) ベテルの市民はハイの王を助けに來た  
 10) ヘブレオ語「キドーン」。軽い槍を意味し、その先には多分軍旗がつけてあつたらしいこれは定め合圖であつたに相違ない。

二二 逃ぐと見せて荒野の方に向かいつつありし人々の、立戻りていと勇ましく追え  
 る者共に當るに及び、殊に然りき。二三かくてヨズエ及びすべてのイスラエルは  
 二三 邑が取られ、邑の煙の立上るを見、歸り來りてハイの人々を殺しぬ。三時に邑  
 を取りて之に火をかけし人々も、邑より出でて味方を迎え、中間に挟まれし敵  
 二三 を撃ち始めたり。されば敵は兩方より挟み撃たれて、さしもの大軍も、一人と  
 二三 して助かりし者なかりき。二三また彼等はハイの王をも生擒りて、之をヨズエの  
 二四 許に引き來りぬ。二四かくの如く、荒野に向かえるイスラエルの後を追ひし者共  
 二五 は皆殺され、その場において刃に殞れしかば、イスラエルの裔等歸りて邑を撃  
 二五 てり。二五その日殞れし者は、男女合せて一萬二千人、ハイ市の民のすべてなり。  
 二六 しかしてヨズエは、ハイの住民が悉く殺さるるまで、楯を持ちて高く差伸  
 二七 べたる手を引かざりき。二七 さて邑の家畜と獲物とは、イスラエルの裔等之を  
 二八 その各々に分ちて、主のヨズエに命じ給える如くになしぬ。二八次いでヨズエ邑  
 二九 を焼き、幾久しく之を廢墟となし、二九またその王を絞首臺にかけて、夕、日の

1) 將軍が戦闘の終るまで、戦闘の印をおるさなるいは古代に於ける戦争の一般的風習であつた



三〇 没るまでおきたり。然る後ヨズエ命じたらば、人々その屍を十字架より取下し、邑の入口の所に之を投げ棄て、その上に石の大なる堆を積み上げしが、之は今日に至るまで遺れり。三〇それよりヨズエ主イスラエルの天主のためへバル山に一の祭壇を築きしが、三一是、主の僕なるモイゼがイスラエルの裔等に命じたる所、モイゼの書に録されたる所に適いて、嘗て鐵の觸れしことなき、斫られざる石の祭壇なり。しかして彼その上にて主に燔祭を献げ、和祭の犠牲を屠れり。12) 三三彼またモイゼがイスラエルの裔等の前にて認めたる律法の申命記を石の上に13) 録したり。三三かくてすべての民、長老、首長たち、士師等、契約の櫃を搬ぶ司祭たちの眼前において、櫃の兩側に立ち、他國の者も本國の者と等しく列れり。その半はガリチム山の傍に、半はへバル山の傍にあること、主の下僕モイゼが命じたる如し。さて彼は先ずイスラエルの民を祝しけるが、14) 三三その後祝福と呪詛との諸々の言、及び律法の書に録されたる事を悉く讀みぬ。15) 三五彼は、モイゼが命じたる事の中、一として漏

12) 出二〇・二五。

13) 石灰を塗つた白い石の上

に。申一・二二九。

二七・二以下、參照。

14) 申一一・二九。

15) 朗讀させた。

らす所なく、イスラエルの全會衆及び女子供、ならびに彼等の中に住まれる他國の人々の前において、一切を繰返したり。

### 第九章

ヨズエ、ガバオン人に欺かれたれど、そを知りて之をいつまでも奴僕と定む。

一 さてこの事どもを聞くや、ヨルダンの彼岸、山に平野に、海邊に、大海の沿岸<sup>1)</sup>に住める諸王、またリバノンの<sup>2)</sup>海<sup>2)</sup>にある人々、ヘト人、アモル人、カナアン人、フェレズ人、ヘヴ人、イエブス人等、<sup>二</sup>同心同意、ヨズエ及びイスラエルと戦わんとて相集まりしが、  
<sup>三</sup>ただガバオンに<sup>3)</sup>住める人々は、ヨズエがイエリコとハイとに爲しし事の一伍一什を聞きて、<sup>四</sup>奸計を廻らし、己が爲に糧食を携え、古き袋及び破れしを縫い繕いたる酒袋を驢馬に負わせ、<sup>五</sup>いと古き靴の、古

第九章 1) 中海の沿岸の地全部。

2) カナアンの北。 3) ガバオンは當時その地で最も重要な都市の一つであつた(八一〇・二二)。王のことは少しも述べてなく、たゞ長老等のことが出ているばかりなので(九一・一一)、同市は多分カファイラ、ベロト、及びカリアテイアリムと共に都市同盟を結び、共和政を布いていたのである(九一・一七)。ガバオンはヘヴ人の首都であつた。

六 びたる印に繼布を當てたるを履き、古き衣服を身に纏いぬ。その旅路の糧  
 にと携えしパンも固くして碎けたるものなりき。六かくて彼等、その時ガ  
 ルガラじんちゆうの陣中に在りしヨズエの許に赴き、彼ならびにすべてのイスラエル  
 に向かいて、「我等は卿等と講和せん」と欲して、遠國より來れり。」と云い  
 七 しかば、イスラエルの人々、之に答えて云いけるは、七「汝等は我等が領分  
 となる土地に住みおるやも知れず。果して然らば、我等は汝等と盟約を結  
 八 ぶを得ず。」と。八されど彼等ヨズエに、「我等は卿の下僕なり。」と云い  
 九 しかば、ヨズエ之に「汝等は抑何人にして、何處より來れる。」と云いし  
 九 に、九彼等答えけるは、「卿の下僕等は主卿の天主の御名によりて、<sup>1)</sup>いと  
 遠き國より來れり。そは我等、その御力のほどを風評に聞き、そのエジプ  
 一〇 トにおいて爲し給いし一切の事を聞き、<sup>2)</sup>またヨルダンの彼岸に在りし二  
 人の王、即ちヘセボンの王セホンと、アスタロトに在りしバサンの王オグ  
 二 二に對し、その爲し給いし一切の事を聞きたればなり。<sup>3)</sup>二されば我等の

<sup>4)</sup>これは本當に臣下として服従するといふ言明ではない。丁寧な儀禮的云い方に過ぎない。創五〇・一八。三二・五の如し。一<sup>5)</sup>故にヤーヴエの崇拜者の仲間に入れて貰うために。一<sup>6)</sup>民二一・二四以下。一彼らは狡猾にも、イエリコ及びハ

長老等、及び我等の地の住民等一同は、我等に謂いて曰く、「<sup>一</sup> 長途の糧食を携え行きて、かの<sup>二</sup> 人々を出で迎え、我等は卿等の下僕なり、我等と盟約を結び給え。」と云え。と。三 視給え、我等が卿等の御許に來らんとて我等の家より出發ちし折、<sup>四</sup> 溫きを携えたりしパンは、今や乾き古びて粉々に碎けたり。三 酒袋も、我等が満たしたりし時には新しかりしかど、今は破れ張裂けたり。我等が着たる衣服、及び我等が足に履きたる沓も、甚だ長き旅路に古びて殆ど用をなさざるに至りぬ。と。一四 ことに<sup>一</sup> おいて人々、<sup>二</sup> 彼等の糧食を取り、主の御告げを伺わざりき。8) 一五 しかしてヨズエ彼等と講和し、盟約を結びて、<sup>一</sup> 彼等を殺さざるべきことを約せり。9) 會衆の長等も<sup>一</sup> 彼等に誓いぬ。10) 一六 然るに人々その盟約を結びてよ

イのことは少しも云わず、その征服された噂などまだ聞いたことがないように装う。1) へブレオ人の長數人。彼らはその時ガバオン人のパンが本當に古いかどうか確めるためにそれを食べてみた。他の説によれば、これは東國の風習に従つて、盟約を結ぶため共にする食事のことであるという。8) 彼らがウリムとトウミムとを用いて伺いを立てることができなかつたのをさす。1) 9) 偶像禮拜の危険さえなかつたなら、容赦してもよいわけである。申二〇・一〇以下はエデア人の意見によれば、たゞ講和をしりぞけた都市に對してのみ云われているからである。10) 母下二一・二。

一七 三日の後、彼等が近くに住みて、己等の中にある者なることを聞きたり。  
 一七 さるほどにイスラエルの裔等、陣を疊みて、三日目に彼等の邑々に至り  
 しが、その名は次の如し。ガバオン、カファイラ、ペロト、カリアテイアリ  
 一八 ム。一八 されど會衆の長等が主イスラエルの天主の御名によりて誓いし故  
 一八 に、11) 人々彼等を討たざりき。この故に平民皆首長等に對して眩きぬ。12)  
 一九 時に彼等之に答えけるは、「我等主イスラエルの天主の御名によりて、  
 二〇 彼等に誓えり。されば我等之に觸るるを得ず。二〇 よりて彼等にかく爲さ  
 二一 ん。即ち彼等の生命を助けおけ。是、我等の誓が偽りとなりし場合、自ら  
 二一 に對し主の御震怒を招くことなからん爲なり。二一 但し彼等を生かしおくは  
 二二 木を伐り、水を汲み入れなどして、全會衆に仕えしむる爲にこそ。」と。  
 二三 彼等がかく語りし時、二三 ヨズエ、ガバオン人を召して之に云いけるは、  
 二三 「汝等是我等の中におりながら、何すれぞ。我等は卿等より甚だ遠き處に  
 二三 住めり。」と云いて、我等を欺きしや。二三 かるが故に、汝等は呪詛を蒙る

11) 彼等は輕卒に盟約を結びはしたが、それでもその誓を破るうとはしなかつた。  
 12) 會てのモイゼに對する如く(出一五・二四)、欲望に目がくらんで。

二四 べく、<sup>13)</sup> 汝等の種族はいつまでもわが天主の家の爲に、木樵、水汲をなす者たるべし。」と。二四 彼等答えけるは、「主卿の天主は、

二五 卿等にこの地を全部與え、その住民を悉く滅ぼさんと、その下僕モイゼに約し給いし由、卿の下僕なる我等に告げられたり。されば我等いたく恐れ、卿等に對する恐怖に驅られて、己が生命の安全を圖り、さてこそかかる計畫を廻らしつるなれ。二五 されど今

二六 や我等は卿の手の中にあり。卿に善、且義と見ゆる所を我等に爲し給え。」と。二六 ここにおいてヨズエ、己が云いたる如くになし

二七 彼等をイスラエルの裔等の手より救い、以て彼等を殺さざらしめたり。二七 彼またその日に、彼等を民一同の爲と、主の祭壇の爲とに使役し、木を伐らしめ、水を汲ましむることと定めけるが、主の選び給いし處においては、<sup>14)</sup> 今日に至るまで然り。

13) 奴隸の身となるべしとの呪咀。ノエはカナアン人に、その兄弟の奴隸になるであらうと告げておいた(創九・二五)。—14) 伐木や水汲みは最も賤しい民のすること。しかしこの仕事は、主の祭壇の許でなすべきこととなつたために、貴いものとなつた。ガバオン人はレヴィ人の中に加えられ後にナティン人—天主に贈られた者という名をもつに至つた。

## 第 十 章

五人の王ガバオンと戦う—ヨズエ之を破る—人数多むに打たれて死す—ヨズエ日月一日の間運行を停止するよう祈る—五人の王曝し物にせらる—諸市占領せらる。

一 イエルサレム<sup>1)</sup>の王アドニセデク<sup>2)</sup>は、是等の事、即ちヨズエがハイを取りて之を滅ぼしたること（蓋し彼は嘗てイエリコとその王とに對して爲したる如く、ハイとその王とに對しても爲ししなり）、及びガバオン人がイスラエル方に投じて、之と盟約を結びたることを聞くや、<sup>二</sup>いたく恐れたり。これ、ガバオンは大なる邑、王の都の一にして、ハイ市よりも更に大にその軍人等は皆甚だ強かりしによりてなり。<sup>三</sup>さればイエルサレムの王アドニセデクは、ヘブロン<sup>4)</sup>の王オハム、イエリモトの王アラム、ラキスの王ヤフィア、及びエグロンの王ダビルの許に、人を遣りて云わしめけるは、<sup>四</sup>わが許に上り來りて、援

第十章 1) イエルサレム

(後に二數形でイエルサライム)は、こゝへ始めてその完全な名稱で出て來た。その意味は「平和の基」というのであるらしい。創一四・一八には單にサレムとある。  
2) 「正義の主」の義。この名はサレムの他の王メルキセデク—正義の王の義—を想起させる。

助を與えよ、我等ガバオンを取らんとす、そはヨズエ及びイスラエルの裔等の方に附きたればなり。」と。五ここに於いてこのアモル人の王五人、即ち、イエルサレムの王、ヘブロンの王、イエリモトの王、ラキスの王、エグロンの王、相集まり、それぞれ己が軍を率いて一齊に上り行き、ガバオンの周圍に陣を張りて之を攻めたり。然るに、圍まれしガバオン市の住民は、その時ガルガラの陣中に在りしヨズエの許に、人を遣りて云わしめけるは、「卿の手を引き給わずして、下僕共を助け給え。速かに上り來りて我等を救い、我等に援助を與え給え。山地に住めるアモル人の王、皆相集まりて我等を攻むるなり。」と。七よりてヨズエは、剛勇すぐれし人々なる、全軍の戰士を率いて、ガルガラより上り行きぬ。八その時主ヨズエに曰いけるは、「彼等を恐るるなかれ、蓋し我は彼等を汝の手に付したり。彼等の中、汝に抗するを得る者一人もあらざるべし。」と。九さればヨズエ終夜ガルガラより上り行き、俄かに彼等を襲いしが、一〇主イスラエルの面前にて彼等を混亂に陥れ給いしかば、彼、ガバオンに之を撃ちて大敗を喫せしめ、ペトホロンに至る上り坂の途をとりて、アゼカ及びマケダまで、彼等を追撃せり。



二 然るに彼等イスラエルの裔等に逐われて逃げ走り、  
 ペトホロンの下り坂にさしかかりし時、主天より大い  
 なる石つぶてをその上に降らせ、アゼカに至るまで  
 かく爲し給いしかば、その石雹に當りて死せし者は、  
 イスラエルの裔等の劍に斬り殺されし者よりも遙かに  
 多かりき。三その時、即ち主、イスラエルの裔等の眼  
 前にてアモル人を付し給える日に、ヨズエ主に物申し  
 彼等の前にて、「日よ、ガバオンの方に動くなかれ、  
 月よ、アヤロンの谷の方に動くなかれ。」と云いける  
 三 民その敵に報復するまで、日も月も止まりぬ。  
 是は義人の書に録されたるにあらずや。かくの如く  
 日天心に止まりて、一日が程は急ぎ没むことなかり  
 一四 かくも長き一日は、前にも後にもあらず、主

3) ヘブレオ人は東から来て、彼らを西へ追撃した。4) それは驚くべき異常な大きさの雹であつた。これはイスラエル人に、勝利は自分の武勇よりも寧ろ天主の御關與に歸すべきものであることを教えた。5) ヨズエは日月に停止を命じた時、ガバオンの西におり、日を東にし、月を遠く西に望んでいたのである。  
 6) アヤロンの谷はガバオン市とアヤロン市との間にあり、本當の戦場であつた。7) この「日も月も止まりぬ」という云い方も、ちやうど我々が日が昇る、沈む、と云うように見かけによる通俗な云い方に過ぎない  
 8) 主の戦争の書という一歌集(民二一・一四参照)。9) 集四六・五。賽二八・二一。

一五 この日に當りて人<sup>10)</sup>の聲を聽き容れ、イスラエルの爲に戦い給いしなり。一五か

一六 くてヨズエはすべてのイスラエルと共に、ガルガラ<sup>11)</sup>の陣營に歸りぬ。一六蓋し

一七 五人の王は、遁れてマケダ市の洞窟に身を隠したればなり。一七然るに人ありて

一八 五人の王のマケダ市の洞窟に隠れおるを見たりとヨズエに告げければ、一八彼、

一九 己と共に在る人々に命じて云いけるは、「その洞窟の口に大石を轉し、心利き

たる人々を附け置きて、閉込められたる者共を守らせよ。一九されど汝等は留ま

るなかれ。敵を追い行きて、逃ぐる者の殿りを塵にし、彼等をしてその邑々

に遁れ入らしむるなかれ。主なる天主は、彼等を汝等の手に付し給いたれば

二〇 なり。」と。二〇さて敵は大敗を喫して、殆ど全滅したれども、イスラエルより遁

二一 るるを得し者共は、塞ある邑々に入りしかば、二一全軍無事に缺けたる者もなく

二二 その時陣營のありしマケダなるヨズエの許に歸りけるが、それよりイスラエル

二三 の裔等に對し、敢て妄動する者なかりき。二三時にヨズエ命じて曰く、「洞窟の

二三 口を開き、その中に隠れおるかの五人の王を、わが許に引き出せ。」と。二三使

10) ヨズエ

11) 歸る

心した

のか、

或は、

歸陣の

前にあ

つた出

來事を

以下に

附記す

るのか

そのい

ずれか

二四 の者共、乃ち命ぜられたる如くになし、かの五人の王、即ちイエルサ  
 レムの王へブロンの王、イエリモトの王、ラキスの王、及びエグロン  
 の王を、洞窟より彼の許に引き出せり。二四 かくて彼等彼の許に引き出  
 さるるや、彼はすべてのイスラエル人を召し、己と共に在りし軍の長  
 等に云いけるは、「行きてその王等の頸に足をかけよ。」<sup>12)</sup>と。しかし  
 二五 て彼等、往きてその投倒されたる者の頸に足をかけし時、<sup>二五</sup> 彼再び之  
 に云いけるは、「恐るるなかれ、また戦くなかれ。勇を鼓して毅然た  
 二六 れ。蓋し主は、汝等が抗い戦うすべての敵に對して、かくの如くなし  
 給うべし。」と。<sup>二六</sup> それよりヨズエ、撃ちて彼等を殺し、之を五本の  
 二七 曝し柱にかけしが、そは夕までかけおかれたり。<sup>二七</sup> やがて日没するや  
 彼は共にある人々に、之を曝し柱より取下せと命じければ、彼等取下  
 して、その前に隠れたりし洞窟に投げ込み、その口に大いなる石を置  
 二八 きしが、是は今日に至るまで残れり。<sup>13)</sup> <sup>二八</sup> ヨズエはその日にまた、マ

12) この王等に對する残酷な仕打は、昔の戦争の習慣によるものである。敗れた敵は何の容赦をも期待できなかつた。アツシリ人、メデア人、ペルシヤ人などの前代未聞の残忍さに較べれば、イスラエル人の戦勝権行使の仕方は、よほど寛大であると言ふべきである。  
 13) 申二一・二三。

二九

三〇

三一

三二

三三

三四  
三五

ケダを取り、劍の刃もて之を撃ち、その王とそのすべての住民とを殺し、その中に何者をも残しおかざりき。しかしてイエリコの王になしし如く、マケダの王にもなしたり。かくて彼はすべてのイスラエルと共に、マケダよりレブナに進みて之と戦いしが、主之をその王と共に、イスラエルの手に付し給いければ、彼等劍の刃もてその邑とそのすべての住民とを討ち、その中に何者をも残しおかず、イエリコの王になしし如く、レブナの王にもなしたり。14) 彼はすべてのイスラエルを率いて、レブナよりラキスに進み、その軍を以て之を圍み攻めぬ。然るに主またラキスをイスラエルの手に付し給いしかば、彼翌日之を取り、その中に在る人々15) を悉く劍の刃にかけたり、恰も嘗てレブナになしたる如し。この時に當り、ガゼルの王ホラム、ラキスを援けんとて、上り來りしかば、ヨズエ己がすべての民を率いて之を討ち盡殺しにせり。次いで彼、ラキスよりエグロンに進みて之を圍み、即日之を取り、その中にある人々を悉く劍の刃にかけたり、凡てラキスに爲した

14) 本六・二。

15) ここで

も三五、

三七兩節

でも原語

は *abundant*

これに對

し二八、

三〇兩節

は *habita-*

*tor*。

三六 如し。彼またすべてのイスラエルを率いて、エグロンよりヘブロンに上り、之と戦  
 三七 い、之を取りて、之が王と、その地方のすべての邑と、その中に住めるすべての人と  
 を、劍の刃にかけて撃ち滅ぼし、その中に何者をも残しおかさりき。即ち前にエグロン  
 に爲したる如く、ヘブロンにも爲し、その中にて見かけし者を悉く劍もて殺したるなり。  
 三八 三九 三九 彼、之を取りて荒らし、またその王と周囲の邑々とを劍  
 の刃にかけて撃ち滅ぼし、その中に何者をも残しおかさりき。即ちヘブロンとレブナと  
 四〇 その王等とに爲したる如く、ダビルとその王にもなしたるなり。四〇 かくの如く、ヨズ  
 エは山地、南方の地、平野の地及びアセドトの地を全部と、その王等とを討ちて、その  
 中に何者をも残しおかず、凡そ呼吸ある者は悉く之を殺し 即ち主イスラエルの天主の  
 四一 彼に命じ給える如くにして、四二 カデスバルネよりガザにまで及ぼせり。またガバオンに  
 四二 至るまでのゴセンの全地、四三 ならびにその諸々の王とその領地とをも、彼は一撃の下に  
 四三 取りて荒らしぬ。蓋し主イスラエルの天主、彼の爲に戦い給いしなり。四三 かくて彼はす  
 べてのイスラエルを率いて、ガルガラの陣地に歸れり。

第十一章

北方の諸王を滅ぼし、全地を占領す。

一 然るにアソルの王ヤビン之を聞くや、マドンの王ヨバブ、セメロンの王  
 アクサフの王、<sup>二</sup>及び山地、ケネロトの<sup>一</sup>南の方なる平野、また低地、海  
 邊なるドル地方に住む北方の諸王、<sup>三</sup>なおまた東西のカナアン人、山地の  
 アモル人、ヘト人、フェレズ人、イエブス人、ならびにマスファの地なる  
 ヘルモンの麓に住むヘヴ人にも人を遣しければ、<sup>四</sup>彼等皆、濱の眞砂の如  
 く<sup>2)</sup>夥多しき民、及び數知れぬ多くの馬と車とより成るそれぞれの軍勢を  
 率いて出來りぬ。<sup>五</sup>しかして是等諸王はメロムの水の邊に相會して、イス  
 ラエルと戦わんとせり。<sup>六</sup>時に主ヨズエに曰いけるは、「彼等を恐るるなか  
 れ。蓋し我明日この時刻に、イスラエルの眼前にて彼等を悉く死に付さん。  
 汝、その馬の足の筋を切り、<sup>3)</sup>その車を火もて焚くべし。」と。<sup>七</sup>よりてヨ  
 ズエとその率いる全軍、俄かにメロムの水の邊なる彼等に向かい來り、之

第十一章

1) ゲネザレト湖の。 — 2) 聖書中に屢々出てくる譬喩。  
 3) 彼らがもはや天主よりも馬を頼みとするところがなく、馬をよ用に、馬を使用不可能にする。

八 之を襲いしが、<sup>八</sup>主之をイスラエルの手に付し給いしかば、彼等之を撃ち破り之を追いて大シドン<sup>4)</sup>及びマセロフトの水、ならびにその東方にあるマズフェの野にまで到れり。かくの如くにして彼は之を鏖殺しにし、その一人をも残しおかざりき。<sup>九</sup>しかして彼は主の己に命じ給える如くになし、その馬の足の筋を切り、その車を火もて焚きぬ。<sup>一〇</sup>次いで直に引返してアソルを取り、劍もてその王を斬殺せり。アソルは即ち舊是等諸王國の盟主たりしなり。<sup>一</sup>かくて彼は其處に住める人々を悉く撃ち滅ぼし、その中の何物をも残しおかすして、悉く荒し毀ち、その邑は火をかけて之を焚きぬ。<sup>二三</sup>彼また周圍にあるすべての邑々とその王等を取りて、之を撃ち滅ぼせり、即ち天主の下僕モイゼが彼に命じたる如し。<sup>二</sup>イスラエルは他を焚きたれども、ただ丘や高處に在る邑々は之を除けり。獨り、甚だ堅固なりしアソルのみは、火もて之を焼き盡しぬ。<sup>二四</sup>しかしてイスラエルの裔等、この邑々の鹵獲物及び家畜を、悉く味方の間に分ち、人を鏖殺しにせり。<sup>二五</sup>主がその下僕モイ

4) 人口の多いシドン。

5) 故にほ

かの町々

よりも酷

遇された

(一一、

一三節參照)

6) 申七。

一以下。

7) 申七。

二の天主

の御命令

を参照。

ゼに命じ給いし如く、モイゼ、ヨズエに命じ、彼一切を成就げたり。

主がモイゼに下し給える御命令の中、一として爲さざるはなかりき。8)

一六 ヨズエかくの如く、山地、南方の地、ゴセンの地、平野、西方の地

一七 イスラエルの山々、及びその平野を悉く取り、一七またセイルに上り行

く山の一部より、ヘルモン山麓リバノンの平野に沿えるパールガドま

一八 で取り、その王等を皆捕えて、之を撃ち殺せり。一八ヨズエ、是等の王

一九 と戦いたること時久し。9) 一九ガバオンに住めるヘヴ人を除きて、自ら

イスラエルの裔等に降服せる市はなかりき。即ち、彼は戦いて悉く取

二〇 りたるなり。二〇蓋し、彼等の心が頑にせられ、10) 彼等がイスラエル

と戦いて敗れ、些かも憐憫を蒙るべき所なくして、主のモイゼに命じ

二一 給える如く滅ぼされしは、全く主の御旨なりき。二二その時ヨズエ、到

りて山々、ヘブロン、ダビル、及びアナブより、またユダ及びイスラ

エルのすべての山々より、エナク人を絶やし、その邑々を滅ぼしぬ。

8) 出三四・一一。申七・一以下。

9) ヨゼフス・フラ

グイウスによれば

五年。他のユデア

人記者達によれば

七年。一10) 天主が

人の心を頑にし給

うのは、特に忍耐

して氣長に罰をお

延ばしになり罪の

増すまゝに放任し

ておかれる場合で

これは罪その極に

達してから始めて

主の正義を發動し

給るのである。



二三 彼はイスラエルの裔等の地に、エナクの族<sup>11)</sup>を一人も残しおかさりき。ただ、ガザ、ゲト、アゾトの諸市のみは例外にして、たゞその中のみは残りおれり。

二三 かくてヨズエ主のモイゼに告げ給える如く、全地を取り、之をイスラエルの裔等に、その區劃と族とに應じ、所領として與えぬ。ここにおいて、この地に戦争やみたり。<sup>12)</sup>

## 第十二章

モイゼ及びヨズエに滅ぼされし諸王の名。

一 ヨルダンの彼岸、日出ずる方においてアルノンの激流よりヘルモン山までと、荒野に對える東の地一帶において、イスラエルの裔等が、討ち滅ぼしてその地を占領したる諸王は次の如し。ニ アモル人の王セホン、之はヘセボンに住し、その治めしは、アルノン川の邊に位するアレオルより、谷の中部、ガラードの半を擁して、アンモンの裔等の

11) 偵察者らが、いとも恐るべき巨人と述べた敵である。—12) この平和はしかし絶對的なものではなかつた。その地方は全體として征服されたけれども、各族はカナアン人の手に残つてゐる己が領地をあちらこちら占領しなければならなかつた。—本一四・一五。

三 境界なるヤボク川までと、<sup>三</sup>荒野よりケネロトの海、及び  
 四 荒野の海、即ち東の方ベトシモトに至る道の傍なる鹽海ま  
 五 であと、フアスガの山坂の下にある南方の地域となり。<sup>一</sup>四ラ  
 六 フアイムの残りの殘餘なるバサンの王にして、アスタロトとエド  
 七 ライトに住みて治めたるオグの領地は、ヘルモン山、サレ  
 八 カ、バザンの全土より、<sup>五</sup>ゲスリ、マカテイ、及びガラ  
 九 ドの半の境界、即ちへセボンの王セホンの國境にまで及べ  
 十 り。<sup>六</sup>主の下僕モイゼとイスラエルの裔等、之を討滅しぬ。  
 十一 しかしモイゼはその地を、ルベン人、ガド人、及びマナ  
 十二 ツセ族の半に、所領として與えたり。<sup>七</sup>ヨルダンの此岸、  
 十三 西の方において、リパノンの平野に在るパールガドより、  
 十四 一部セイルの方に上り坂となれる山に至るまでの範圍にて  
 十五 ヨズエとイスラエルの裔等とが討ちたりし地の諸王は次の

第十二章 其原文は *ab australi Parte, quae subjacet Aseboth, Phasga* スロイメルの「教會用ラテン語辭典」その他によれば、アセドトはアゾトと同義であるしかしこれは遙か西方地中海にあるのに、フアスガ山脈は死海の東方にあるので、フランスのフイリヨンの「聖書」第二卷書一〇・四〇にあるアセドトの説明は注目に値しよう。すなわちそれに曰く、ここではこの語は固有名詞でなく、普通名詞であつて、「山が傾斜して平地となる間の坂、山坂」を意味する。

八 如し。2) ヨズエ之をイスラエルの諸族に所領として與え、その各々にそれ  
 ぞれの分を與えしが、八それには山地もあれば、平野や低地もありたり。  
 アセドト、荒野、及び南方には、アモル人、カナアン人、フェレズ人、ヘ  
 九 ヴ人、イエブス人等住みいき。九イエリコの王一人、ベテルの傍なるハイ  
 一〇 の王一人、一〇イエルサレムの王一人、ヘブロン<sup>3)</sup>の王一人、二イエリモトの  
 一三 王一人、ラキスの王一人、二エグロンの王一人、ガゼルの王一人、二三ダビ  
 一四 ルの王一人、ガデルの王一人、一四ヘルマの王一人、ヘレドの王一人、3)  
 一五 レブナの王一人、オドウラムの王一人、一六マケダの王一人、ベテルの王  
 一七 一人、一七タファアの王一人、オフエルの王一人、一八アフエクの王一人、サロ  
 一九 ンの王一人、4) 一九マドンの王一人、アソルの王一人、二〇セメロンの王一人、  
 二二 アクサフの王一人、二二テナクの王一人、マゲドの王一人、二三カデスの王一  
 二三 人、カルメルのヤカナン<sup>5)</sup>の王一人、二三ドル及びビドル地方の王一人、ガルガ  
 二四 ラの國民の王一人、二四テルサの王一人、即ち合せて三十一王。

2) 個々の王を  
 征服した順に  
 挙げてある。  
 3) 十三節後半  
 及び十四節に  
 記してある諸  
 王の名は、第  
 十章には挙げ  
 てなかつた。  
 4) 大抵の處は  
 確定できない

### 第十三章

天主ヨズエに土地の分配を命じ給うールベン族ガド族及び  
マナツセ族の半の所領。

一 ヨズエ老いて齡進みし時、主之に曰いけるは、「汝老  
いて齡進みたるに、なほ廣大なる土地の、いまだ籤にて  
分たれざるもの残り<sup>1)</sup>。ニそは即ち次の如し。ガリレア  
の全部、ファイリスト人の地、ゲスリの全部、<sup>三</sup>エジプト  
を流るるかの荒河<sup>2)</sup>より、北の方アカロンの境界までの  
地、ファイリスト人の五人の侯に分割せられたるカナアン  
の地、<sup>3)</sup>即ちガザ人、アゾト人、アスカロン人、ゲト人  
及びアクロン人の地なり。四さて南の方にはへヴ人あり  
カナアンの全地、シドン人のマレーラ、アフエカ、アモル  
人の境界までと、<sup>五</sup>之に隣れる地。また東の方ヘルモン

**第十三章** 1) ヨズエに委ね給うた  
土地分配の仕事を、早くも今から  
行うべしと天主が命じ給うた理由  
は彼が高齡であることを思い合わ  
せるとわかる。残りの領地の征服  
はそれをゆずりの地として貰う個  
々の族に委ねられた。—2) へブレ  
オ語「シヨル」(黒いという語か  
ら出た)。リノコルラ河をさして  
いるのである。—3) ファイリスト  
人はカナアン人ではない。

六 山麓さんろくのバールガドより、エマトの入口いりぐちに至るいたリバノンの地方ちほう。六リバノ  
 ンよりマセレフオトの水みづに至るいたまでの山々やまぐに住すむすべての人々ひとら、及びシ  
 ドン人びと一同どう、我われこそは彼等かれらをイスラエルの裔等こらの面前めんぜんより滅ほろぼし去るさべ  
 き者ものなれ。さればわが汝なんじに命めいじたる如ごとく、その地ちをもイスラエルの承う  
 け継つぐべき分ぶんに入いれよかし。七 いざ、かの地ちを九族こくと、マナツセ族こくの半  
 八 とに、所領しよりやうとして分わかち與あたえよ。八 これと共に、ルベンとガドとの得え  
 九 たる土地とちは、主しゆの下僕しもべモイゼが彼等かれらに與あたえしものにして、ヨルダン河がわの  
 一〇 彼岸かた、東ひがしの方かたにあり、九 アルノン川がわの岸邊きしべ、その谷たにの中なかにあるアレオル  
 一〇 及びメダバのすべての平野へいやより、デイボンに至るいたまでと、一〇 アンモンの  
 裔等こらの境界さかいに至るいたまでの、ヘセボンにて治おさめたりしアモル人びとの王おうセホン  
 二 のすべての邑々まち、二 ガラード、ゲスリ人びと及びマカティ人びとの邊土へんど、ヘルモ  
 三 ン全山ぜんざん、サレカまでのバサン一帯たい、三 アスタロト及びエドライにて治おさめ  
 たりしバサンのオグの全王國ぜんおうこくなり。彼はラフアイムのの中うちの遺のこれる者ものな

4) 天主は當時未  
 征服の住民を驅  
 逐すべきことを  
 約し給う。  
 5) 民三二・三三三。  
 6) ラフアイムは  
 パレスチナの原  
 住民で、アモル  
 人及びモアブ人  
 に驅逐された。  
 イスラエル人入  
 地の頃には、た  
 とその残りがヨ  
 ルダン東方の地  
 (申三・一一)  
 や、イエルサレ  
 ム附近(一五・  
 八)や、シケム

一三 するが、モイゼ之を討ち滅ぼしたるなり。一三されどイスラエルの裔  
 等は、ゲスリ人及びマカテイ人を逐ひはらうを欲せざりき。され  
 一四 ば彼等は今日までイスラエルの中に住めり。一四ただレヱイ族には  
 何の領地をも與えざりき。蓋し主イスラエルの天主の献物と犠牲  
 一五 これぞその彼に曰いし如く、之が承継すべき分なる。一五モイ  
 ぜまたルベンの裔等の族に、その血統に循いて領地を與えけるが  
 一六 その境界は、アルノン川の岸邊にてその川の谷の中にあるアレ  
 一七 オルより、メダバに至る全平野、一七へセボン、及び平野にあるす  
 べての村々、またデイボン、バモトバール、バールマオンの町、  
 一八 ヤツサ、ケデイモド、メフアート、一九カリアタイム、サバマ、  
 二〇 谷の山中にあるサラタサル、二〇ペトフオゴル、アセドト、フアス  
 二一 ガ、ベテイエシモト、三及び平野のすべての邑々、へセボンにて  
 治めたりしアモル人の王セホンの全王國。モイゼ之をマデイアン

及びイエズラエル平野間の森林地帯（一七・一五）に、まだ住んでいただけであつた。の相續権剥奪はレヱイ族の始祖に對する罰であつたが（創四九・七）、それでもこれはその族には地位を高めるもととなり、イスラエル民族には恵みとなつた。レヱイ人は、もし全地に散在居住していなかつたら、どうして全民族を教えたり裁いたりできたであらうか。一民一八・二〇。

二二 諸侯へヴィ、レケム、スール、フル、及びレベ諸共討ち滅ぼしぬ。いずれ  
 もセホンの將にしてその地に住める者共なり。8) 三イスラエルの裔等はまた、  
 二四 ベオルの子にしてト者なるバラアムをも劍にかけて、他の殺されし者と共に  
 殺したり。三かくてルベンの裔等はヨルダン河を國境とせり。これ、ルベン人  
 二五 がその血統に循いて得たる領地と町々村々となり。四モイゼまたガド族とその  
 裔等とに、その血統に循いて領地を與えけるが、その區分次の如し、五ヤゼル  
 二六 の地域、ガラードのすべての邑、ラツバに對えるアレオルに至るまでの、アン  
 モンの裔等の地の半分、六ヘセボンよりラモト、マスフエ及びベトニムまでの  
 二七 間、マナイムよりダビルの境界までの間。七また谷の中なるベタラン、ベトネ  
 二八 ムラ、ソコト、サフォン等、ヘセボンの王セホンの國の殘餘の部分。之が國境  
 も亦ヨルダンにして、ヨルダンの彼岸、東の方にあるケネロトの湖9) の極部に  
 二九 まで及ぶ。八これ、ガドの裔等がその血統に循いて得たる領地と町々村々とな  
 り。九モイゼまたマナツセ族の半及びその子等にも、その血統に循いて領地を

8) 民三

一・八。

9) ゲネ

ザレト

湖。

三〇 與えけるが、<sup>三〇</sup>。それはマナイムを始として、バサンの全部、バサンの王オグの全國、バサンにあるヤイルのすべての村、六十の邑、<sup>三二</sup>ガラードの半、バサンにあるオグの王國の邑アスタロト及びエドライにして、<sup>三二</sup>是等はマナッセの子なるマキルの子等、即ちマキルの子等の半に、その血統に循いて興えられたるなり。<sup>三三</sup>この領地をば、モイゼはヨルダンの彼岸、東の方においてイエリコに對える、モアブの平野にて分ち與えたり。<sup>三三</sup>されどレヴィ族には、何の領地をも與えざりき。それは主イスラエルの天主こそ、彼に曰いし如く、その有に在せばなり。

### 第十四章

カレブの歎願—ヘブロン彼とその裔とに與えらる。

一 イスラエルの裔等がカナアンの地において、獲たる所は次の如し。即ち是は司祭エレアザル、<sup>1)</sup>ヌンの子ヨズエ、及びイスラエルの各族の家長等が彼等に與え、<sup>二</sup>主がモイゼの手によりて命じ給

**第十四章** 1) アーロンの子エレアザルは土地分配の際真先に協力したから、大司祭の仕事であつたウリムとトウミムの聖なる籤を用いて天主に伺いを立てたらしい(出二八・三〇。利八・八参照)。



三 いし如く、籤にて九族と半族とに分てるものなり。<sup>2)</sup> 蓋しモイゼ、ヨルダンの彼岸において二族と半族とに領地を與えおきたればなり。ただレヴィ人のみは例外にして兄弟等の中に入りて、地を受くることなく、<sup>4)</sup> マナツセエフライムの二族に分れしヨゼフの裔等、之に代りてその後を襲いたり。かくレヴィ人は、住むべき邑々と、己が牛羊を飼うべきその郊外地とを除きては、その地に何の分をも受けざりき。<sup>3)</sup> <sup>5)</sup> イスラエルの裔等は、主がモイゼに命じ給える如くになし、その地を分ちぬ。<sup>4)</sup> <sup>6)</sup> 時にユダの裔等、ガルガラにおいてヨズエの許に來り、ケネズ人イエフォネの子カレブ、彼に云いけるは、「卿は、主がカデスバルネにおいて、我と卿とに關し、天主の人モイゼに告げ給いし事を知り給う。<sup>5)</sup> <sup>7)</sup> 主の下僕モイゼが、

<sup>2)</sup> 天主が各族をキリストの現れ給うまで、互に分離したまふおかれたのは、聖なる童貞女がいずれの族の出であるか、いささかも疑惑を挿む餘地なからしめるためであつた。―民三四・一三。<sup>3)</sup> 町々は、大抵周圍の地が僅かしかなく、空地は町の門の外に設けなければならぬほどであつたので、村々との區別は、たゞ周圍の石垣の有無によるだけであつた。―民三五・二、三。―<sup>4)</sup> この記事で注意を引くのは、ユダとヨゼフとがそのゆずりの地を貰つてから、陣營がガラガラからシロに移され、そこに幕屋が設けられたので、土地分配の仕事が中止されたことである。<sup>5)</sup> 民一四・二四。

カデスバルネより我を遣し、この地を探偵らしめたる時、我は四十歳なりしが、我に眞と見えたる所を、彼に報告せり。然るに我と共に上りしわが兄弟等、民の心を挫きたりしが、我はそれにも拘らず、主わが天主に従い奉りぬ。その日モイゼ我に誓いて曰く、「汝の足の踏みたる地は、幾久しく汝と汝の裔等との所領となるべし、汝は主わが天主に従い奉りたればなり。」と。かくて主は、その約し給いし如く、今日まで我に生命を藉し給えり。イスラエルが荒野を歩みおりし時に、主がこの御言をモイゼに語り給いてより四十五年にして、我今日八十五歳なるが、二遣されてこの地を探偵りしかの時の如く頑健なり、戦うにも歩むにも、かの時の體力、今日までなお依然として我に存す。されば卿も聞き給える如く、主の約し給いしこの山を、我に與え給え。彼處にはエナク人あり、邑々は大にして堅し、されど幸に主我と共に在さば、我その我に約し給いし如く、彼等を滅ぼすを得ん。」と。8) 一三 一三

6) この御約束はエジプトを出てから二年目に、カレブに與えられた。それから四十五年たつた荒野を通るのに三十八年かかつたので、イスラエル人が約束の地に入つてから既に七年になる。7) 集四六・一一。8) 本一一・二一以下によれば、ヨズエは既にエナク人をヘブロン地域から驅

一四 てヨズエ彼を祝し、<sup>9)</sup> 之にヘブロンを所領として與えたり。<sup>10)</sup> 一四よりてヘブロンはその時よりケネズ人イエフオネの子カレブの屬となりて、今日に至れり、是、彼が主イスラエルの天主に従い奉りしに由るなり。<sup>一五</sup> ヘブロンは舊カリヤト・アルベと稱ばれたりき。エナク人の中にて最も大なりしアダム、<sup>11)</sup> 此處に眠れり。かくてこの地に戦争やみたり。<sup>12)</sup>

## 第十五章

ユダの籤にて獲たる領地。

一 さて、ユダの裔等がその血統に循い籤にて獲たる所は次の如し、エドムの境界より南の方シンの荒野まで、及び南の海岸の極端まで。<sup>1)</sup> 二

逐していた。しかし彼らはまたそこに入り込んで来たので、これが完全な驅逐はカレブの任務となつたのである。一) この困難な事業が成功するよう懇願して。一〇) 代上六・五六。一) カリアト・アルベ即ち「アルバの町」に葬られていた。このアダムという語は、天主に造られた人祖の名の如く固有名詞でなくて、ここでは「その人」という意味。一二) 本一一・二三。

## 第十五章

1) 南東の境界。一民三四・三。

は鹽海<sup>2)</sup>の上部、即ち南に向かえるその入江を起點として

三 蝸上坂<sup>3)</sup>の方に出で、シナに進み、カデスバルネに上り

行き、エスロンに達し、アダルに上り、カルカーを圍繞

四 り、<sup>4)</sup>其處よりアセモナに行き、エジプトの奔流に達し、

大海<sup>5)</sup>をその終點となす。南の海岸の境界はかくあるべし。

五 また東の方は鹽海を起點として、ヨルダンの河口に及び

六 北の方は海の入江より、ヨルダンのその河に至る。六次い

で境界はベト・ハグラに上り、ベト・アラバの北を通りて

七 ルベンの子ボエンの石まで上り行き、セアコルの谷よりデ

ベラの境界に赴き、北の方に進みて川の南側にあるアドミ

ム<sup>6)</sup>の坂に對するガルガラに向かい、太陽の泉と稱ばるる

八 水を過ぎ、ロゲルの泉に出で、南の方イエブス人の地

即ちイエルサレムにあるエンノムの子の谷<sup>7)</sup>を通りて上り

八

2) 死海。――3) 多分エス・サーフ

ア峠である。――4) カデスバル

ネは荒野の宿營地中、シナイの

次に最も名高い所。今日のアイ

ンクデス、またはアインカデイ

ス。エスロン、アダル、カルカ

ー、アセモナはまだ明らかにか

れていない。これらはカデスバ

ルネの西方にあつた。――5) 地中

海。――6) これはイエルサレム街

道のほとりにあつた。従つてガ

ルガラは、本四・一九に記して

あるイスラエル人の宿營地であ

る。――7) この谷は、今日ワデ

イ・エル・ラビと稱するが、

エデア人には、ここでモロク神

に小兒を人身御供に獻げて後、

忌むべき所となつた(王下二三・

八)

八

九 行き、<sup>8)</sup> 其處より、ゲエンノムに面して西の方<sup>かた</sup>にあり、且北の方<sup>かた</sup>ラフ  
 アイムの谷の端<sup>はし</sup>にある山の巔<sup>たき</sup>に上り、<sup>九</sup>更にその山の巔<sup>たき</sup>より、ネフト  
 アの水の源に進み、エフロン山の邑々に至り、パリラの方<sup>かた</sup>に向かう、  
 一〇 これはカリアテイアリム、即ち森の邑<sup>まち</sup>なり。一〇次にパリラより轉じて  
 西の方<sup>かた</sup>セイル山に至り、ヤリム山の北側を過ぎてケスロンに入り、ベ  
 トサメスに下りタムナに赴き、ニアツカロンの北側を通りてセクロナ  
 に向い、パリラ山を経てイエブネールに到り、西の方<sup>かた</sup>は大海を限界と  
 して終る。二三これ、ユダの裔等がその血統によれる周圍の境界なり。  
 二三されど彼、イエフオネの子カレブには、主の命<sup>めい</sup>じ給える如く、ユダ  
 の裔等の中にて、エナクの父、カリアト・アルベ、即ちヘブロンを興<sup>た</sup>  
 えたり。<sup>二四</sup>カレブ乃ち其處よりエナクの三子を滅ぼし去りぬ。<sup>9)</sup> エナ  
 クの系統なるセサイ、アヒマン、及びトルマイ即ち是なり。<sup>10)</sup> 一五しか  
 して其處より上りて、もとカリアト・セフェル、即ち文字の市と稱ば

一〇。耶一九・二一、  
 六)。この谷のユ  
 デア名、ゲ・ベン。  
 ヒンノムは後につ  
 じめられてゲヘン  
 ナとなり、地獄の  
 表徴とされた(墳  
 五・二二)。  
 8)この境界線の設  
 け方は、イエルサ  
 レムがユダ族の領  
 地に入つていない  
 ことを示す。  
 9)ヘブレオ語「逐  
 い拂いぬ」。  
 10)民一三・二三。  
 士一・二〇。

一六 　れしダビルの住民の許に到れり。一六時にカレブ云いけるは、「カリア

ト・セフェルを討ちて之を取る者には、わが娘アクサを妻として與え

一七 　ん。」と。一七然るにケネズの子にしてカレブの弟なるオトニエル<sup>11)</sup>之

一八 　を取りしかば、彼之にその娘アクサを妻として與えたり。<sup>12)</sup>一八さて彼

等共に行かんとする時、婦その良人より、おのが父に畑を請うべきこ

とを勧められ、驢馬の上に坐しながら溜息を吐きてありしかば、カレ

一九 　ブ之に云いけるは、「汝如何にかしたる。」と。一九婦乃ち答えけるは

「我に祝福を與え給え。<sup>13)</sup> 卿は我に南の乾燥地を與え給いしが、更に

水の澤なる地をも我に與え給え。」と。ここにおいてカレブ、上と下

二〇 　との水多き地を之に與えぬ。二〇これ即ちユダの裔等の族が、その血統

二一 　によりて獲たる所なり。<sup>14)</sup> 二一ユダの裔等の領分の極端にありて、南の

方エドムの境界に沿える邑々は次の如し、カブセール、エデル、ヤダ

二二 　ル、<sup>15)</sup> 二二キナ、デイモナ、アダダ、三三カデス、アソル、イエトナム、

11) 間もなくイスラ

エルの最初の士師

になる人。士三・

七以下参照。

12) モイゼの律法は

従姉妹との結婚を

禁じていたかつた

13) 物質的な祝福、

贈物のこと。即ち

婚禮の贈物。

14) 一三一—一九節は

カレブの挿話の挿

入。それで二〇節

にもう一度一二節

のことが反復して

ある。一五) 皆明確

に知ることとはでき

二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六

二四ジフ、テレム、バロト、<sup>二五</sup>新アソル、カリオト、ヘスロン、<sup>二六</sup>即ちアソル、<sup>二七</sup>アマム、サマ、モラダ、<sup>二八</sup>アセルガダ、ハセモン、ベトフェレト、<sup>二九</sup>ハセルスアル、ベルサベ<sup>16)</sup>、<sup>三〇</sup>バジオテイア、<sup>三一</sup>バーラ、イイム、エセム、<sup>三二</sup>エルトラド、ケシル、ハルマ、<sup>三三</sup>シケレグ、メデメナ、センセンナ、<sup>三四</sup>レバオト、セリム、アエン、レンモン、<sup>三五</sup>合計二十九市<sup>三六</sup>ならびにその村々<sup>三七</sup>。また<sup>三八</sup>平野<sup>三九</sup>において<sup>四〇</sup>は、エスタオル、サレア、アセナ、<sup>四一</sup>ザノエ、エンガンニム、タフア、エナイム、<sup>四二</sup>イエリモト、アドウラム、ソコ、アゼカ、<sup>四三</sup>サライム、アデイタイム、<sup>四四</sup>ゲデラ、ゲデロタイムなど十四市<sup>四五</sup>ならびにその村々<sup>四六</sup>。また<sup>四七</sup>サナン、ハダサ、マگردルガド、<sup>四八</sup>デレアン、マセファ、イエクテル、<sup>四九</sup>ラキス、バスカト、エグロ<sup>五〇</sup>ン、<sup>五一</sup>ケツボン、レヘマン、ケトリス、<sup>五二</sup>ギデロト、ベトダゴン、ナーマ、マケダなど十六市<sup>五三</sup>ならびにその村々<sup>五四</sup>。また<sup>五五</sup>ラバナ、エテル、アサン、<sup>五六</sup>イエフタ、<sup>五七</sup>エスナ、ネシブ、<sup>五八</sup>ケイラ、アクジブ、マレサなど九市<sup>五九</sup>ならびにその村々<sup>六〇</sup>。<sup>六一</sup>アツカロン、<sup>六二</sup>ネシブ、<sup>六三</sup>アツカロン、<sup>六四</sup>アツカロンより海<sup>六五</sup>までアソト<sup>六六</sup>の方<sup>六七</sup>にある<sup>六八</sup>。

16) 創二  
一・三  
一及び  
二六・  
三一參  
照。

四七 すべてところの處とそむらの村々、四七アゾト及びその邑々ま村々。ガザ及びエ

四八 ジプトの川かわまでの邑々ま村々。しかして大海たい之が境界さたり。四八山地

四九 においては、サミル、イエテル、ソコト、四九ダンナ、カリアトセ

五〇 ンナ、即すなちダビル、五〇アナブ、イステモ、アニム、五二ゴセン、オ

五二 ロン、ギロなど十一市しならびにその村々。五二アラブ、ルマ、エサ

五三 ーン、五三ヤヌム、ベトタフア、アフエカ、五四アトマタ、カリア

五五 トアルベ、即すなちヘブロン、シオルなど九市しならびにその邑々、

五六 五五 マオン、カルメル、ジフ、ヨタ、五六イエズラエル、ユカダム、

五七 ザノエ、五七アツカイン、ガバー、タムナなど十市しならびにその村

五八 々。五八ハルフル、ベツスル、五九ゲドル、五九マレト、ベタノト、エ

六〇 ルテコンなど六市し、ならびにその村々。六〇カリアトバール即すなち森

六一 の邑まカリアテイアリム、アレツバの二市しならびにその村々。六一荒

六二 野のにおいては、ベタラバ、メディン、サカカ、六二ネブサン、

17) ユデア切つての堅固な要塞。略前に屢々出て来る。18) この荒野は、東は死海に、南はネゲブに、西はユダの山地の第三第四第五の都市群に、北はユダ族の地に、接していた。この地方はそれぞれ處を除くと、荒れ果てた寂寥の地であつた。昔ダヴィドはここにいたことがあり(母上二三・二四)、洗者ヨハネはここで説教し(墳三・一)、キリストもここで誘惑を受け給うた(墳四・一)。



六三  
 鹽の市、<sup>19)</sup> エンガツデイ<sup>20)</sup> の六市ならびにその村々。六三されどユダの裔等は、イエルサレムに住めるイエブス人を滅ぼすこと能わざりき。<sup>21)</sup> さればイエブス人はユダの裔等と共にイエルサレムに住み、今日に至れり。

## 第十六章

ヨゼフの子等エフライム及びマナツセが獲たる領地。

一 更に、籤にてヨゼフの裔等に當たりしは、  
 イエリコに對えるヨルダンよりして、東の方  
 のその水、イエリコよりベテルの山に上り行  
 く荒野<sup>1)</sup>、次いでベテル<sup>2)</sup>よりルザに出で、  
 アルキの境界なるアタロトを経て、<sup>三</sup>西の方  
 ヤフレテイの境界に下り、下ベトホロンの境

19) イル・ハメラク。多分遙か南方にあるらしい  
 20) 死海の東岸にある今日のアイン・ヂエデイ。  
 死海の西にあり。意味は「牡山羊の泉」。創一  
 四・七參照。――21) 當時イスラエル人はたゞ下の  
 町だけを領有していた(士一・八)。上の町は  
 三百年後ダヴィドが始めて占領した(母下五章)

第十六章 1) 本一八・一二にあるベタヴエンの  
 荒野。――2) ヤコブにかく命名された。「天主の  
 家」の義。もとのルザ。こゝでヤコブは天まで  
 届く梯子を見た。

四 界に至り、ガゼルに及び、かくてその領域は大海に終る。四之を獲たるは、  
 五 ヨゼフの子等、マナツセとエフライムとなり。五さてエフライムの裔等の  
 境界はその家系によりて定められしが、その所領は東の方はアタロト・ア  
 六 ダルにて、上ベトホロンに至る。六しかして境界は北に向かえるマクメタ  
 トの方より海に出で、そこより境界は東に轉じてタナトセロに向かい、東  
 七 よりヤノエを通り、セヤノエより下りてアタロト及びナーラタに至り、イ  
 八 エリコに達し、ヨルダンに出ず。八そは、タファアより海の方に進みて、  
 葦の谷に入り、鹽海に出ず。是、即ちエフライムの裔等がその血統に循い  
 九 て獲たる所なり。九またマナツセの裔等の領地の中にも、エフライムの裔  
 一〇 等に割き與えたる邑々、ならびにその村々あり。一〇されどエフライムの裔  
 等は、ガゼルに住めるカナアン人を殺さざりき。さればカナアン人はエフ  
 ライムの中に住み、貢物を納めつつ今日に至れり。

3) イエリコの町はペンヤミン族に與えられるから、それではなくてその領地の北の近く。  
 4) 北の境界線  
 5) エフライム  
 の領分は國の中央にあり、甚だ豊穰であつた。最も重要な町はシロとシケムであつた。

# 第十七章

マナツセの半族が籤にて獲たる所。

一 一さて籤によりマナツセ（蓋し、彼はヨゼフの長子たり。）の族に當りし所は次の如し。マナツセの長子にして、<sup>1)</sup> ガラードの父なるマキルは、勇士なりしが、ガラードとバサンとを所領となしぬ。<sup>2)</sup> またマナツセの殘餘の子等、即ちアビエゼルの裔等、ヘレクの裔等、エスリエルの裔等、セケムの裔等、ヘフェルの裔等、セミダの裔等も、それぞれ血統に循いて、その領地を獲たり。是等は血統によれるヨゼフの子マナツセの男の裔等なり。<sup>3)</sup> またマナツセの子なるマキルの子ガラードの、そのまた子なるヘフェルの子サルファードには、男の子なく、女の子のみありき。その名次の如し、マール、ノア、ヘグラ、メルカ、テルサ。<sup>4)</sup> 然るに彼等、司祭エレアザル、ヌンの子ヨズエ、及び長等の眼前に來りて、云いけるは、「我等の兄弟の中にて我等にも

第十七章 1) 且獨

り子(民二六・二九以下)。かよろ

にイエズスも聖マ

リアの獨り子であ

らせられたけれど

も、長子と云つて

ある(續一・二五。

路二・七。來一。

六。1) 民二六。

三〇。1) 民二七。

一。三六・一一。

領地を與うべきことは、主、モイゼの手によりて命じ給えり。」と。よりて彼、主の命の如く、彼等の父の兄弟の中にて彼等にも領地を與えたり。

五 かくてマナツセには、ヨルダンの彼岸なるガラードとバサンとの地の外に、十人分當りぬ。蓋し、マナツセの娘等も彼の子等の中にて、相續すべき分を獲たればなり。但し、ガラードの地は、籤によりて、マナツセの殘餘の子等に當れり。セマナツセの境界はアセルより、シケムに向かえるマクメタトに至り、右に出でてタフアの泉の住民に近づく。蓋しタフ

九 アの地方は、籤によりてマナツセに當りたるなり。されどマナツセの境界にあるタフアはエフライムの裔等に屬す。それより境界は、葦の谷に下りて、マナツセの邑々の中にあるエフライムの邑々の川の南に赴く。マナツセの境界は川の北にあり、海に至りて終る。一〇さればエフライムの領地は南に、マナツセの領地は北にあり。しかして海その兩者の境界をなす、兩者は、北はアセル族の中にて、東はイツサカル族の中にて相合す。一一ま

4) 原語は測り繩。測地はそれら繩で行われたから。  
5) 南の境界線東から西へ。  
6) タフア地方はマナツセに屬す。これに反してマナツセの境界にあるタフア市はエフライムの子らに屬す。  
7) 地中海。

一六 等之に答えけるは、「我等山地に上り行く能わす、蓋は、ベトサン並びに  
 フライム山の領地は汝にとりて狭きに過ぐればなり。」と。一六ヨゼフの裔  
 一五 えしは何故ぞや。」<sup>9)</sup> 一五ヨズエ彼等に云いけるは、「汝もし民衆くば、森に  
 上り行きて、フェレズ人、及びラファイム人の地を自ら伐り拓け。蓋はエ  
 一四 せざりき。一四さてヨゼフの裔等、ヨズエに語りて云いけるは、「我はかく  
 も民衆くして、主我を祝し給えるに、汝我にただ一の籤一の領分のみを與  
 一三 人その地に住み初めたり。」<sup>8)</sup> 一三されどイスラエルの裔等強くなりし後、カ  
 ナアン人を征ち服え、自己に貢を納むる者となしけるが、之を殺すことは  
 一ニ なり。一ニマナツセの裔等は是等の諸市を覆滅す能わざりしかば、カナアン  
 その村々、マゲツドの住民並びにその村々、及びノフェト市の第三區、是  
 の邑々、なおエンドルの住民並びにその村々、同じくテナクの住民並びに  
 一三 たり。一三マナツセの裔等は是等の諸市を覆滅す能わざりしかば、カナアン  
 人その地に住み初めたり。」<sup>8)</sup> 一三されどイスラエルの裔等強くなりし後、カ  
 ナアン人を征ち服え、自己に貢を納むる者となしけるが、之を殺すことは

8) ヘブレオ語  
 「住むことを  
 得たりき。」  
 9) 我に特別の  
 御祝福を約束  
 し給うた(創  
 四九・二五、  
 二六。申三三  
 ・一三以下)。  
 それにしても  
 この願いの理  
 由の述べ方は  
 大げさ過ぎる



七  
 六  
 五  
 四  
 三  
 二  
 一、彼處に證詞の幕屋を建てぬ。即ちその地彼等に征服えられたるなり。然るにイスラエルの裔等の中、いまだ己が領地を受けざるもの、なお七族存しければ、<sup>2)</sup>三ヨブエ彼等に云いけるは、  
 「汝等何時まで懶け惰り、主汝等の父祖の天主が汝等に賜いし地を獲んとて入り行かざる。<sup>4)</sup>族毎に三人宛選び出せ、さらば我之を遣さん、かくて彼等は、往きてその地を巡歴り、それぞれ一族の人數に循いて地割をなし、<sup>3)</sup>その地割したる圖をわが許に持ち歸るべし。<sup>5)</sup>汝等己が爲にその地を七區に分て。ユダは南にある、ヨゼフの家は北にある、その區域内に在るべし。<sup>6)</sup>汝等是等の間にある地を、七區に割りて、此處にわが許に来るべし。これ、我が主汝等の天主の御前にて、<sup>4)</sup>汝等の爲に籤を抽かんためなり。  
 七 蓋し、レヴィ人は汝等の中に何の分をも有せず、ただ主に對する司祭職こそ、それが嗣ぐべきものなれ。またガド、ルベン、及び

で約三百五十年間のイスラエル人會合の場所  
<sup>2)</sup>既にヨルダンの此方には二族と半族が、また彼方にも二族と半族が、定住していた。他の支族は遊牧生活をやめて定住することを好まなかつた、殊に己の領すべき地を征服しなければならなかつたからなおさらであつた。  
<sup>3)</sup>各族の必要に應じて  
<sup>4)</sup>天主が彼らに境界を指定し給わなかつたならば、各族は決して己の領地に満足しなかつたであらう。

八 マナツセの族の半は、東の方ヨルダンの彼岸において、既にその所領を受  
 けたり、即ち天主の下僕モイゼ、彼等に之を與えしなり。」と。ハその人々  
 乃ち起ちて、地割をなさんと出で行くに當り、ヨズエ彼等に命じて云いけ  
 るは、「かの地を巡り、之を地割してわが許に歸り來れ、これ、我がここ  
 主の御前、シロに於いて汝等の爲に籤を抽かんためなり。」と。カかくて  
 九 彼等往きて地を相し、之を七區に分ち、書に描きて、シロの陣中にあるヨ  
 一〇 ズエの許に歸りしかば、一。彼、シロに於いて主の御前に籤を抽き、イスラ  
 二 エルの裔等の爲に、その地を七區に分ちぬ。二さて先ずベンヤミンの裔等  
 がそれぞれ血統に循いて、ユダの裔等とヨゼフの裔等との間の地を獲べ  
 三 しの籤出でたり。三その北方の境界はヨルダンより起りて、イエリコ  
 の北側を通り、其處より西に向かいて山に上り行き、ベタヴェンの荒野に  
 四 達す。三次いでルザ、即ちベテルの南方を経て、下ベトホロンの南にある  
 山沿いのアタロトアダルに降り、一四轉じて南西に當りベトホロンに對

5) 出發に當つてヨズエは命令を反復する  
 6) ベンヤミンはユダ及びエフライム間の豊穡な地を、  
 イエルサレム、イエリコ、及びベテルと共に獲得した。  
 7) 創二八・一  
 九。一) 原語 Africus「南西風」の義。



一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四

える山の南にて海の方に迂り行き、その終る所はカリアトパールなり。之はユダの邑にして、またカリアテイアリムとも稱せらる。その西の方海<sup>9)</sup>に向える領域は是の如し。一五されど南の方に於ける境界はカリアテイアリムのほとりより海の方に出で行き、ネフトアの水の源泉に至り、一六エンノムの裔等の谷に面して、<sup>10)</sup>ラファイムの谷の極處の北方にある山の邊に下り、なおイエブス人の南側をゲエンノム（即ちエンノムの谷）に下りて、ロゲルの泉に至り、一七北に進みてエンセメス、即ち太陽の泉に出で、一八アドミムの坂に面せる丘に赴き、アベンボエン、即ちルベンの子ボエンの石まで下り、北方より野の方に進みて平野に下り、一九ベトハグラの脇を北に向かいて進み、ヨルダンの南の果にて、鹽海の北の入江に出でて終る。二〇ヨルダンはその東の境界たり。是、ベンヤミンの裔等の周囲の境界と、その血統とに依りて得たる所領なり。二一その諸市は次の如し、イエリコ、ベトハグラ、カシスの谷、二二ベト・アラバ、サマライム、ベテル、二三アヅイム、アフアラ、オフエラ、二四エモナ村、オフニ、ガベーの十

9) 地中海。  
10) その東にある。

二五 二市並びにその村々。<sup>二五</sup>ガバオン、ラマ、ペロト、  
 二六 メスフエ、カフアラ、アモサ、<sup>二七</sup>レケム、ヤレフ  
 二八 エル、タレラ、<sup>二八</sup>セラ、エレフ、イエブス、<sup>二九</sup>即ちイ  
 エルサレム、<sup>三〇</sup>ガバート、カリアトの十四市並びに  
 その村々。是、<sup>三一</sup>ベンヤミンの裔等がその血統により  
 て得たる所領なり。

11) ベンヤミンとユダとの境界線は、イ  
 エルサレム市の南方にあるヒンノムの  
 谷を通つていた。それでまたベンヤミ  
 ン領である筈の同市を先ず攻略しなけ  
 ればならなかつた。しかしユダの攻略  
 後は、それはその族所屬と見なされた。

### 第十九章

シメオン、ザブロン、イツサカル、アセル、ネフタリ、  
 ダン諸族の領地―ヨズエ一市を受く。

一 一次の籤は<sup>1)</sup>それぞれの血統に依れるシメオンの裔  
 等に出でたり。即ちその承繼ぐべき所は、<sup>二</sup>ユダの  
 裔等の所領の中<sup>1)</sup>にありて、<sup>2)</sup>次の如し、ベルサベー、  
 サベー、モラダ、<sup>三</sup>ハセルスアル、バラ、アセム、

### 第十九章

1) シロで行われた土地分配  
 では、ベンヤミンに最初の籤が當つた。  
 一八・一、一〇、一一参照。―<sup>2)</sup>ヤコ  
 ブの豫言(創四九・七)に合う。シメ  
 オン族は甚だ少数であつた。

四 エルトラド、ベトウル、ハルマ、五 シケレグ、ベトマルカボト、ハセルスサ、六 ベトレ  
 パオト、サロヘンなど十三市並びにその村々。七 アイン、レンモン、アタル、アサンの  
 四市並びにその村々。八 及び是等の邑の周圍に在りて、南方のバーラト・ベール・ラマ  
 トにまで及ぶすべての村々。是、シメオンの裔等がその血統に循い承繼ぐべきものにし  
 て、九 ユダの裔等が所有領分の中に在り、其は大に過ぎたればなり。この故にシメオン  
 の裔等は彼等が相傳の地の中に己が分を獲たるなり。一〇 第三の籤は、それぞれの血統に  
 循えるザブロンの裔等に當れり。即ちその所領の境界はサリドまでと定められ、二海及  
 びメララより上りてデバセトに至り、イエコナムに對せる川にまで及ぶ。三 しかしてサ  
 レドより東へ轉じ、ケセレトタボルの境界に至り、タベレトに出で、ヤファイエに向かい  
 て上り、四 其處より東の方ゲトヘフェル及びタカシンまで進み、レンモン、アムタル、  
 及びノアに出で、五 北の方ハナトンに迂回り行く。しかしてその終る所はイエフタヘル  
 の谷にして、六 カテト、ナーロル、セメロン、イエララ、ベトレヘムなど、十二市並び  
 にその村々あり。七 是ぞザブロンの族がその血統によりて承けたる地及びその邑々村

一七 々なる<sup>4)</sup>。一七 第四の籤は、イツサカルのそれぞれ血統に對  
 一八 して出でしが、一八 その承くべき處は次の如し、イエズラエル、  
 一九 カサロト、スネム。一九 ハフアライム、セオン、アナハラト、  
 二〇 ラボト、ケシオン、アベス、ミラメト、エンガンニム、エ  
 二一 ンハダ、ベトフェセス。三三 しかしてその境界は、タボル、セ  
 二二 ヘシマ、ベトサメスにまで及び、ヨルダンに至りて終る。十  
 二三 六市並びにその村々あり<sup>5)</sup>。三三 是、イツサカルの裔等がそれ  
 二四 ぞれの血統に循いて得たる地、及びその邑々村々なり<sup>6)</sup>。  
 二五 第五の籤は、アセルの裔等の族の、それぞれの血統に當れ  
 二六 り。三五 即ちその境界は、ハルカト、カリ、ベテン、アクサフ、  
 二七 エルメレク、アマード、メサルにして、海邊なるカルメル  
 二八 ム、シホル、及びラバナトまで達し、二七 東の方ベトダゴンに  
 二九 轉じ、ザブロン、北の方なるイエフタエルの谷、ベテメク、

3) この地方で最も有名になつた町、イエズス・キリストの故郷ナザレト市の名はまだ舊約聖書中に記してない。—4) ザブロンはゲネザレト湖の西の地域を得た。地中海、カルメル、及びチベリアデ湖の南端で限られた美わしい地區である。  
 5) タボルを町とするとこの數は正しい。代上六・七七でタボルがザブロンの所有地に算入されているのは、境界の町としては珍らしくない。—6) イツサカルはパレスチナの最も豊穡な地域イエズラエル及びサロンの兩平野に定住させて貰つた

二八	及びネヒエルまで進む。次いで左してカブル、三八アブラム、ロホブ、ハモン、
二九	カナに出で、大シドンにまで至り、二九ホルマの方に轉じて堅固なるテイロ市及
三〇	びホサまで赴き、その終る所はアクジバ地方の海にして、三〇アンマ、アフエク、
三一	ロホボなど二十二市並びにその村々あり。三一是、アセルの裔等がそれぞれの血
三二	統によりて得たる地、及びその邑々村々なり。三二第六の籤は、ネフタリの裔
三三	等のそれぞれの血統に當れり。三三即ちその境界は、ヘレフ及びエロンより起り
三四	て、サーナニムに至り、アダミ即ちネケブ、及びイエブナエルを経て、レクム
三五	に及び、ヨルダンに至りて終る。三四しかしてその境界は西に轉じてアザノトタ
三六	ボルに至り、其處よりフクカに出で、南の方はザブロン、西の方はアセル、日
三七	出する方はヨルダンの邊なるユダに達す。三五その堅固なる諸市は次の如し、ア
三八	セディム、セル、エマト、レツカト、ケネレト、三六エデマ、アラマ、アソル、
三九	ケデス、エドライ、エンハソル、三八イエロン、マグダレル、ホレム、ベタナ
	ト、ベトサメスなど十九市並びにその村々。三九是、ネフタリの裔等の族が、そ

の)アセ  
ルは地  
中海の  
沿岸地  
方を自  
己の所  
領とし  
て獲得  
した。

四〇 の血統ちすじに循したがいて得えたる地ち、及びその邑々まちくむら村々なりなり。<sup>8)</sup> 四〇第七にダ  
 四一 ンの裔等こらの族やからのそれぞれちすじの血統ちすじに依よれる籤出くじいでたり。<sup>四一</sup>即ちその  
 四二 得たる地ちの境界さかいは、サラ、エスタオル、ヒルセメス、即ち太陽すなわの  
 四三 市まち、<sup>四三</sup>セレピン、アヤロン、イエテラ、<sup>四三</sup>エロン、テムナ、アク  
 四四 ロン、<sup>四四</sup>エルテケ、ゲツベトン、バラート、<sup>四五</sup>ユド、パネ、バラ  
 四六 ク、ゲトレンモン、<sup>四六</sup>メヤルコン、アレコン、及びヨツペに對たいす  
 四七 る地域ちいきなどにして、<sup>四七</sup>この最後さいごの所ところにて終おる。されどダンの裔等こら  
 四八 上のぼり行き、レセムと戰たたかいて之これを取り、劍つるぎの刃はもて之これを討うち滅ほろぼし、  
 四九 取りて其處そこに住すみ、己おのが父祖ふそダンの名なに因ちなみて、之これが名なをレセム。  
 五〇 ダンと稱しょうしたり。<sup>9)</sup> 是これ、ダンの裔等こらの族やからが、その血統ちすじに循したがいて  
 得えたる地ちと、その邑々まちくむら村々なりなり。<sup>四九</sup>かくて彼かれその族毎やからごとに各々おのくく籤くじ  
 による土地とちの分配ぶんぱいを終おうるや、イスラエルの裔等こら、己おのが中うちにてヌ  
 ンの子こヨズエに領地りょうちを與あたえたり、<sup>五〇</sup>即ち主しゆの命めいに従したがい、彼かれにその

8) この領地は、西はアセル領で、南はザブロン領で、東はチベリアデ湖とヨルダン河で、その河の源に至るまで限られている。――9) ダン族はその領地の窮屈なのと、驅逐することのできなかつたファイリスト人の壓迫とのため、パレスチナの北ま

で兵を出して勝利を収めた。レセムすなわちライス(士一八・一以下)は、ヨルダンの谷の中に位し、アンチリパノンの麓にあつた。

五  
 求むる地、エフライムの山中にあるタムナト・サラ一を興えしなり。彼乃ちその市を建てて其處に住みぬ。五二是等は司祭エレアザル、ヌンの子ヨズエ、及びイスラエルの裔等の家長にして族長たる人々が、シロにおいて證詞の幕屋の門口にて、主の御前に籤もて分ちし所領なり。かくの如く彼等地を分ちにけり。10)

## 第二十章

避難の町。

一 主またヨズエに告げて曰いけるは、「イスラエルの裔等に告げて、之に云え、<sup>二</sup>我がモイゼの手によりて汝等に告げおきし避難の市々を別ち定めよ<sup>1)</sup>。三是、凡て知らずして人を殺したる者が、之に逃れて、血の復讐者たる近き者の憤怒を避くるを得ん爲なり。四<sup>2)</sup>かかる者、是等の市の一つに逃れなば、市の門前に立ちて、その邑の長老等に、己の無辜を證する事柄を告ぐべし。然る時彼等之を受容れて、住むべき處を之に興うべし。五

10) 本一八・一参照。

### 第二十章

- 1) 民三五・一  
 ○以下。申一  
 九・二以下。  
 2) イスラエル  
 における最も  
 尊い避難所は

かして血の復讐者たとい追い來るとも  
 その手に付すべからず、其は彼知らず  
 してその近き者を打殺したるにて、二  
 三日前より之が敵たりし事、証せられ  
 ざればなり。<sup>3)</sup> <sup>6)</sup>かくてその者は、判士  
 等の前に、己が爲したる事の理由を述  
 ぶるまで、また當時の大司祭の死する  
 まで、その市に住み居るべし。<sup>4)</sup> 然る  
 後この殺人者は歸り行きて、己が逃れ  
 出でしその市その家に入るべし。』  
 と。七こゝにおいて、ネフタリの山地  
 にあるガリラアのカデス、エフライム  
 の山地にあるシケム、及びユダの山地

燔祭壇のある聖幕屋、もしくは後には聖殿であつた。  
 (出二一・一四。王上一・五〇。二・二八)。しかし避  
 難所がたゞ一つでは全土のために不足であつたから、  
 既にモイゼもヨルダン東方地区のため、避難の町を三  
 つ定めていたが、ヨズエは更に三つの町をヨルダン西  
 方地区に選定した。この避難所の設定によつて、殺人  
 者の血を流して報復すべしと規定している復讐の掟を  
 緩和し、且それを謀殺の場合のみに限定する意圖なの  
 である。謀殺は天主に對する甚だしい罪なので、かゝ  
 る犯人には祭壇の庇護さえなく(出二一・一四)、身受  
 けも許されず(民三五・三一)、その地までも汚され、  
 ただ殺人者の血も報いとして流された時だけ償いがつ  
 くのである(民三五・三三)。一<sup>3)</sup>二三日前には之に敵  
 意を示していなかつた。一<sup>4)</sup>輕卒淺慮の殺人は、かく  
 追放を以て罰し、殺された者の親戚に、その悲しみに  
 打ち勝つ暇を與えた。大司祭はユデア人全體の宗教上  
 の最高元首であつた。故にその死は萬人他のいかなる  
 悲しみにもまさつて嘆かなければなかつた。



八 にあるカリアトアルベ、即ちヘブロンを、それと定めたり。八またヨルダンの彼岸、イエリコの東の方にては、ルベン族領の荒野に位するボソル、ガド族領のガラードにあるラモト、及びマナツセ族領のバサンにあるガウロンを選びたり。九 是等の市はイスラエルのすべての裔等、並びにその中に住める他國者の爲に定められたるものにして、凡そ知らずして人を殺したる者が此處に逃るるを得ん爲、しかして彼が民の前に立ちその理由を表明すまで、流されし血の復讐を欲する近き者の手にかかりて死する如きことのなからん爲なり。

5) 申四・四三。  
6) モイゼの律法を奉ずる。

## 第二十一章

司祭及びレヴィ人のものと定められたる邑々とその郊外地。

一 時にレヴィの家々の長等、<sup>1)</sup> 司祭エレアザル、又ンの子ヨブエ、及びイスラエルの裔等の各族の族長等の許に來り、ニカナアンの地なるシロに於いて之に語りて云いけるは、「主は我等に住むべき邑々、及び家畜を牧ら

### 第二十一章

1) レヴィには  
ゲルソン、カ  
イト、メラリ

べきその郊外地を與えよと、モイゼの手によりて命じ、  
 給えり。」と。2) 三よりてイスラエルの裔等は、主の命  
 に従い、己が所領の中より、邑々並びにその郊外地を  
 與えぬ。3) 四即ち、出でたる籤により、司祭アーロンの  
 裔なるカートの一門に當りしは、ユダ、シメオン、ベ  
 ンヤミンの諸族の所領より十三市<sup>4)</sup> 五またカートの殘  
 餘の裔等、即ちなお存えおるレヴィ人に當りしは、エ  
 フライム、ダンの兩族並びにマナツセの半族の所領よ  
 り十市。六更に出でたる籤によれば、ゲルソンの裔等  
 はイツサカル、アセル、ネフタリの諸族、並びにバサ  
 ンに在るマナツセの半族より十三市を受くべく、セメ  
 ラリの裔等のそれぞれの血統は、ルベン、ガド、ザブ  
 ロンの諸族より十二市を受くべし。八かくイスラエル

という三子があつた。カートにはア  
 ムラム、イサール、ヘブロン、オジ  
 エルの四子あり、アムラムにはアー  
 ロン、モイゼの二子があつた。アー  
 ロンの子孫は司祭であり、モイゼの  
 子孫は普通のレヴィ人で、他のカー  
 ト人らと共に己の町々を貰つた。  
 2) 民三五二一。—3) レヴィ人がまず貰  
 つたのは避難の町々(民三五・六)  
 で、レヴィ族の貰うべき他の町々は  
 イスラエルの子等が定めたが、その  
 町々の中からレヴィ族の各々にどれ  
 を與えるかは籤で決めた。—4) 司祭  
 達は、その中からメシアの現れ給う  
 べきユダ及びベンヤミンの領地内に  
 己の分を貰つた。十三市がすなわち  
 それである。他のレヴィ人は他族の  
 領内に己の分を都合三十五貰つた。

九 の裔等、主がモイゼの手によりて命じ給える如く、この市々とその郊外地とを籤もて各々に分ち、レヴィ人に與えたり。九ヨブエがユダとシメオンとの裔等の族より與えたる市々の名は次の如し、<sup>5)</sup>一〇レヴィ族のカートの血族なるアーロンの子等には（蓋し彼等に第一の籤出でたるなり）、二ユダの山地にありてヘブロンと稱ばるるエナクの父のかりアトアルベ、並びにその周囲の郊外地<sup>6)</sup>一三されどその畑地及び村々は、イエフオネの子カレブに所領として與えたり。<sup>7)</sup>一三さて司祭アーロンの裔等に與えしは、避難の市なるヘブロン、並びにその郊外地、ロブナム、並びにその郊外地、一四イエテル、一五ホロン、ダビル、一六アイン、イエタ、ベトサメス、並びにそれぞれの郊外地、以上の九市は既に云いたる如く、二族に屬したりしものなり。一七またベンヤミンの裔等の族よりは、ガバオン、ガバエ、一八アナトト、アルモン、並びにそれらの郊外地など四市。一九即ち、司祭アーロンの裔等の市々を總べて合すれば十三にして、之にそれぞれの郊外地あり。二〇レヴィ族なるカートの殘餘の裔等に與えられし

5) 代上  
 六・五  
 五。  
 6) ヘブ  
 ロンは  
 司祭達  
 の最も  
 卓れた  
 都市の  
 一つに  
 なつた  
 の本一  
 四・一  
 四。

二一 所領は、次の如し、ニエフライムの族よりは、避難の邑、エフライムの山地な  
 二二 るシケムとガゼル、並びにその郊外地、三キブサイム、ベトホロン、並びにそ  
 二三 れぞれの郊外地など四市。三またダンの族よりは、エルテコ、ガパトン、二四ア  
 二五 ヤロン、ゲトレンモン、並びにそれぞれの郊外地など、四市。二五更にマナツ  
 二六 セの半族よりは、タナク、ゲトレンモン<sup>8)</sup>並びにそれぞれの郊外地など二市。  
 二七 カートの裔等の下級なる者には、都べて十市、並びにそれぞれの郊外地與え  
 二七 られたり。二七またレヅイ族なるゲルソンの裔等に與えしは、マナツセの半族よ  
 二八 り、避難の市なるバサンのガウロン、及びボスラム、並びにそれぞれの郊外地  
 二九 など二市。二八次にイツサカルの族より、ケンオン、ダベレト、二九ヤラモト、エ  
 三〇 ンガンニム、並びにそれぞれの郊外地など四市。三〇なおアセルの族よりは、マ  
 三一 サル、アブドン、三ヘルカト、ロホブ、並びにそれ〴〵の郊外地など四市。  
 三二 またネフタリの族よりは、避難の市なるガリレアのケデス、ハンモト・ドル、  
 三三 カルタン、並びにそれぞれの郊外地など、三市。三三即ちゲルソンの家々の市は

8) 筆寫した人が目の迷いでバラアム(代上六・七〇)即ちイエブラアムの代りに前節のを誤寫再記したものである

三四 すべて十三にして、之にそれぞれの郊外地あり。三四さて下級のレヴィ人なるメラリの裔等に、それぞれの家に循いて與えしは、ザブロン<sup>ヤカラ</sup>の族より、イエクナム、カルタ、三五ダムナ、ナール<sup>ノ</sup>の四市、並びにそれぞれの郊外地。三六一エリコに對しヨルダンの彼岸に在るルベンの族よりは避難の市なる荒野のボソル、ミソル、<sup>10)</sup>ヤセル、イエトソン、メフアールトなど四市、並びにそれぞれの郊外地。三七ガドの族よりは、避難の市なるガラードのラモト、マナイム、ヘセボン、ヤセルの四市、並びにそれぞれの郊外地。三八メラリの裔等の、それぞれの家と血統とに循いて受けし邑々はすべて十二なり。三九さればレヴィ人がイスラエルの裔等の所領の中に有てる市は總べて四十八にして、四〇之にそれぞれの郊外地あり、各々家に應じて分ち與えられぬ。四一かく主なる天主はイスラエルに、その父祖に與えんと誓い給える地を全て賜いしかば、彼等之を領してその中に住めり。四二かくて周圍の國々の民に、主より平和を賜いしが、その

の代上六・七七ではタボル。書一九・二二によれば、タボルの山も町も、もちろんイツサカルに屬している。<sup>10)</sup>名前が五つあるのに四市であるのは、ミソルがボソルと同じ町であるからである。これは他の箇所でも、名前の數が町の數より餘計な場合に注意すべきことである。

四三  
 敵の中彼等に反抗を敢てする者絶えてなく、<sup>11)</sup> 皆彼等の主權に服したり。<sup>12)</sup> 主が彼等に對して行わんと約し給いしことは、一語だに空しくならず、悉く成就せり。<sup>18)</sup>

11) ヨズエの生きている間。—12) 本一一・二三。一四・一五。—13) 天主はカナアン人をすぐにではなく、漸次剿滅すべきことをお約束になつた(出二三・二九以下)。御約束の完全な成就は、イスラエル人の主に對する忠誠の如何によることとする思召であつた。

### 第二十二章

ルベン、ガド兩族、及びマナツセの半族、己が領地に歸りてヨルダン河畔に祭壇を築く—他族驚きて使者を遣り、辯明を聞く。

第二十二章 1) 天主が他の諸族に安息を與え給うた以上、ヨズエがヨルダンの彼方に領地を得たこの二族と半族とをその所領に返すのは當然なことであつた。

一 その時ヨズエ、ルベン人、ガド人、及びマナツセ族の半を召びて、<sup>1)</sup> 之に云いけるは、「汝等は主の下僕モイゼが汝等に命じたる所を悉く行い、また萬事に於いて我に従い、<sup>三</sup> 今日に至

九 九 まで時久しく、<sup>2)</sup> 汝等の兄弟を棄て去らずして、主汝等の天主の命を守り  
 八 來れり。この故に主汝等の天主も、その約し給いし如く、汝等の兄弟に安  
 七 息と平和とを賜いたれば、汝等の天幕に、即ち主の下僕モイゼが汝等に與え  
 六 しヨルダンの彼岸なる己が領地に、歸り行け。<sup>3)</sup> 五 但し、主の下僕モイゼが汝  
 五 等に命じたりし誠命と律法とを、注意して守り、遺漏なく行い、以て主汝等  
 四 の天主を愛し、そのすべての途を歩み、その誠命を守りて主に付き、汝等の  
 三 心を盡し靈を盡して之に事へ奉るべし。」と。六 かくてヨブエ、彼等を祝して  
 二 行かしめければ、彼等その天幕に歸れり。七 さてマナツセ族の半には、モイ  
 一 ゼ、バサンに領地を與えおきたり。されば殘餘の半には、ヨブエ、ヨルダン  
 の此岸、西の方において、その他の兄弟等の中に領地を與えぬ。しかして彼  
 等をその天幕に行かしむるに當り、彼、之を祝し、八 之に云いけるは、「汝等  
 は數多の財物、即ち銀金銅鐵及び種々の衣服を携えて、汝等の住所に歸る。  
 敵よりの鹵獲物を汝等の兄弟<sup>4)</sup>と分て。」と。九 ことゝにおいて、ルベンの裔等

2) ヨルダ

ンを渡つ

て以來、

既に十四

年の歲月

が經過し

ていた。

3) 民三二

・三三。

本一・一

三。一三

・八。

4) 守備隊

として殘

つていた

人々。民

三一・二

七参照。

一〇 ガドの裔等、及びマナツセ族の半、歸り行きて、カナアンに在るシロの、イスラエルの裔等に別れ、主の命に循いモイゼの手より獲たる己が領地ガラードに入らんとせしが、一〇カナ

二 アン<sup>の</sup>地なるヨルダンの堤に到るや、ヨルダンの邊に甚だ大なる一の祭壇を築けり。二 然るにイスラエルの裔等、之を聞き、且、確實なる使者が、ルベン及びガドの裔等、並びに

三 マナツセ族の半の、カナアンの地なる、ヨルダンの堤の上にイスラエルの裔等に向かいて祭壇を築ける事を告ぐるに及んで、二三一同シロに集まり、上り行きて、彼等と戦わんとせ

四 り。六) 一三されど先ずガラードの地なる彼等の許へ、司祭エレアザルの子FINEESを遣し、一四なほ各族より一人づつ、十

一五 人の長を之と共に行かしめけるが、一五 彼等、ガラードの地なるルベン及びガドの裔等、並びにマナツセ族の半の許に到り

5) モイゼも自らアマレク人に勝利を得た記念として、曾てかかる祭壇を設けたことがあつたので(出一七・一五)、二四節以下を見る<sup>と</sup>わかる通り、彼らは自分たちのしたことを正當な措置と信じていた。一6) ヨルダン河の西方地區にいるイスラエル人らは、祭壇の築かれるのを見て、それが天主禮拜用に供せられ、聖所の唯一なるべき規定に背くものと思つたので(申一一・四以下)、東方地區の諸族に向かい軍を進めようとしたのである(申一三・一二—一八)。



一六 て、之に云いけるは、一六「主の民一同かく云わしむ、この違法は何事ぞ。汝等何故に主イスラエルの天主を棄て、冒瀆の祭壇を築きて、主の禮拜に背きたるの。一七汝等曾てベールフェゴルによりて罪を犯ししが、その罪の汚玷今日までもなお我等に存し、民の死したる者多し、是あに小なき事ならんや。一八然るに汝等、今日主を棄て奉りたり、さればその御震怒、明日すべてイスラエルに對して激しく下らん。一九汝等もしその領地を不淨なりと思わば、主の幕屋の存する地に渡り來て、我等の中に住めよかし。ただ主我等の天主の祭壇の外に、祭壇を築きて、主より、また我等の集會より、離るるなかれ。二〇ザレの子アカン、主の御誠命を破りしに、その御震怒、イスラエルのすべての民に下りしにあらずや。罪を犯せるはただ一人なりき、さればその罪によりて滅ぶるも、ただ一人にてよかりしならん。二一」と。二二ニルベン、及びガドの裔等、並びにマナツセ族の半、乃ちイスラエル派遣の長等に答えけるは、二三「主最

の利一七・八以下、申一二・四以下に對す。多神教に流れる危険を防ぐため、方々に崇敬の場所があつてはならないといふのである。少し前（一八・一）、聖幕屋がシロに建てられただけにこの騒ぎも一層無理ないことと肯かれる。

8) 民二五・三。  
 申四・三。  
 9) 本七・一。

強き天主、主最強き天主<sup>10)</sup>之を知り給う、イスラエルも亦了らん、我等もし法を破る意もてこの祭壇を築きしならば、主我等を守護り給わずして、立處に我等を罰し給え。三三即ち我等の然爲したるが、その上に燔祭、素祭、和祭の犠牲な

どを献げん意圖なりしならば、主御自ら糺弾し審判し給え。三四我等は、寧ろ考

え、且申し合せて、云いしなり、〃やがて汝等の裔等、我等の裔等に云うなら

ん、主イスラエルの天主は、汝等に何の關係あらんや。三五あゝ汝等ルベンの

裔等よ、またガドの裔等よ、主はヨルダン河を我等と汝等との間の境界と定め

給えり。されば汝等は主に何の關係もなし、と。この理由により、汝等の裔等

我等の裔等をして主に對する敬畏を失わしむるに至らん、と。されば我等、最

善と信じて、三六云えり、〃いざ、我等の爲に祭壇を築かん、と。但しそは燔祭

の爲に非ず、また犠牲を献ぐる爲に非ずして、三七我等と汝等との間、及び我等

の裔と汝等の裔との間に證となし、以て我等主に事へ、燔祭、素祭、和祭の供

物を献ぐる權を保有せん爲なり。さらば汝等の裔、後日我等の裔に向かいて、

10) エル  
・エロ  
ヒム、  
ヤ―ヴ  
エ。

二八 「汝等主に何の關係もなし」と云うこと、決してなからん、二八またもし然云わんと欲せば、それに答えん、<sup>11)</sup>我等の父祖が造りなせし主の祭壇を見よ、是は燔祭の爲に非ず、また素祭の爲にも非ずして、我等と汝等との間の證たるなり。」と。<sup>11)</sup> 二九 主我等の天主の幕屋の前に建てられたるその祭壇の外に、燔祭、素祭、和祭を献ぐる爲の祭壇を築きて、主より離れ、その蹊を棄つる如き惡意は、我等に露ほどもあらざるなり。」と。三〇 司祭フイネエス、及び彼と共にあるイスラエル派遣の長等、之を聞くに及びて安心し、ルベン及びガドの裔等、並びにマナツセ族の半の言を嘉納せり。

三一 三エレアザルの子、司祭フイネエス、乃ち彼等に云いけるは、「今や我等、主の我等と共に在すことを知る、蓋は汝等、かかる罪、露ほどもあらずして、イスラエルの裔等を主の御手より救いたればなり。」と。<sup>12)</sup> 三二 かくて彼は長等と共に、ガラードの地にあるルベン及びガドの裔等の許より、カナアンの地に歸り、イスラエルの裔等の許に至りて復命したり。三三 その言は

11) 東方諸族はその祭壇を供犠の目的で使うのではないと、繰返し斷固として主張する。それはたゞ東方諸族の西方諸族との政教上の關係の証とするために築いたといふのである。—12) 民二五・八以下で下されたのと同様な天罰から。

三  
之を聞けるすべての人の心に適いぬ。さればイスラエルの裔等天主を讚め、彼等を攻めに上り行き、之と戦い、その領地を滅ぼさんとは、最早云わざりき。三四しかしてルベンの裔等及びガドの裔等は、その建てたる祭壇を、主が天主に在す我等の證、と名づけぬ。

### 第二十三章

ヨズエ老いて民を諭し、天主の十誡を守らしめ、且彼等の偶像禮拜に墮するを懼れて異邦人との結婚及び交際を避けしめんとす。

一 さて、主イスラエルに平和を賜い、周囲の諸國民悉く歸服してより、時を経ること久しくして、ヨズエも今は老いて齡進みけるが  
二 ヨズエ、總べてのイスラエル、及び長老、長、首領、役人等を呼び寄せて、之に云いけるは、「我は老いて齡進みたるが、  
三 汝等は主汝等の天主が、周囲の諸國の民になし給える一切の事、主御自ら汝等の爲に戦い給いし次第を知る。四 かくて今や、主ヨルダンの東方より大海までの地を全て籤もて汝等に分ち給いしも、残れる國々

第二十三章 1) この民族の集會は、最初の土地分配後約二三十年を経て、シロに開かれたのらしい、(一八・一、一〇。一九・五一。二一・二。二二・一二)。

五 の民なほ多きを以て、五 主汝等の天主は彼等を討滅ぼし、汝等の  
 面前より之を除き給わん、<sup>2)</sup> しかして汝等、主の汝等に約し給え  
 る如く、その地を領するに至るべし。六 ただ勇を鼓して、モイゼ  
 が律法の書に録したる事を、悉く慎しみ守り、之を離れて右にも  
 左にも逸るるなかれ。七 是、汝等己が中に残り居る異邦人の許に  
 到るとも、その神々の名によりて誓い、之に事へ、之を拜するこ  
 となく。<sup>3)</sup> 八 汝等が今日まで爲し來れる如く、主汝等の天主に付き  
 奉らんが爲なり。九 然る時は主なる天主、大にしていと強き國  
 々の民を、汝等の眼前より除き給うべく、何人も汝等に抗るを得  
 ざるべし。一〇 汝等の一人は、敵の千人を逐うを得べし、蓋は主汝  
 等の天主、その約し給える如く、御自ら汝等の爲に戦い給えばな  
 り。<sup>4)</sup> 二 ただ最も意を用いて勵むべきは、主汝等の天主を愛し奉  
 ること、之のみ。三 されど汝等もし汝等の中に住める是等の國民

2) 我はヨルダンと地中  
 海との間にある地域に  
 なお残存せる、即ちな  
 お驅逐すべき民族の地  
 をも既にわが滅したる  
 民族の地同様、籤によ  
 りて汝らに割り當てた  
 3) 神々の名を云うこと  
 (出二三・二三)、それ  
 によつて誓うこと、(犧  
 牲を獻げて)これに奉  
 事すること、及び(祈  
 つたり名を呼び助けを  
 求めたりして)これを  
 禮拜することは、四種  
 の敬神行爲である。  
 4) 申二八・七参照。

一三 の謬見びゆうけんに與くみし、彼等かれらと婚姻こんいんをなし、友誼よしりを結むすばば、今いま既にすで知しれ、

主しゆ汝等なんじらの天主てんしゆは彼等かれらを汝等なんじらの面前めんぜんより滅ほろぼし去さり給たまわじ、却かえつて彼等かれら

汝等なんじらの陷おとし穽あなとなり良わなとなり、汝等なんじらの脇わきにありて躓つまずく物ものとなり、汝等なんじらの

眼めの杭くいとなりて、<sup>5)</sup> 終ついに主しゆ汝等なんじらに賜たまえるこの佳よき地ちより、汝等なんじらを除のぞき

一四 滅ほろぼし給たまわん。<sup>一四</sup> 見みよ、我われは今日こんにちの世よの皆みなの途みちに入いらんとす。<sup>7)</sup> され

ど汝等なんじらは、主しゆが汝等なんじらに對たいして果はたさんと約やくし給たまえる御言みことばの、一ひとつとして空むな

一五 しからざりし事ことを、心こころの底そこより悟さとるに至いたらん。<sup>8)</sup> 一五 されば主しゆはその約やくし

給たまいし所ところを爲なし遂とげ給たまいて、萬事よろず幸さいわいに運はこびし如ごとく、また脅おどし告つげ給たま

える諸々もろもろの惡あくをも汝等なんじらに下くだして、<sup>9)</sup> 終ついに、その汝等なんじらに賜たまえるこの佳よき

一六 地ちより、汝等なんじらを除のぞき滅ほろぼし給たまうことあらん、<sup>一六</sup> 即すなわち汝等なんじらもし主しゆ汝等なんじらの

天主てんしゆの汝等なんじらと結むすび給たまえる契けい約やくを破やぶりて、他たの神かみ々に事つかへ、之これを拜はいする

に於おいては、然しからんのみ。主しゆの御震怒おんいかりは、汝等なんじらに對たいして迅はやく速すみかに起おこり

汝等なんじらはその汝等なんじらに與あたえ給たまえるこの佳よき地ちより除のぞかるるに至いたらん。<sup>10)</sup>

<sup>5)</sup>ヘブレオ語は、

「汝らの脇に鞭と

なり、汝らの眼に

棘となりて」

<sup>6)</sup>問もなく。

<sup>7)</sup>原文 *viam uni-*

*versae terrae* 「世の

人すべてのの辿る

途」の義。即ち死

ぬこと。—<sup>8)</sup>王上

二・二。—<sup>9)</sup>殊に

申二八・一五—六

八。—<sup>10)</sup>キリスト

降生七〇年のイエ

ルサレム滅亡後、

ユデア民族の全世界に散りしことを思い合せよ。

## 第二十四章

ヨズエ民を集めて天主との契約を新にす—その死と埋葬。

一 かくてヨズエ、イスラエルの諸族をシケムに集め、又、長老、長等、判士、役人などを召び寄せけるが、彼等主の御眼前に立つや、<sup>1)</sup> 彼、民にかく云いぬ、「主イスラエルの天主はかく曰う、<sup>2)</sup> 汝等の父祖、即ちアブラハムの父タレ及びナホルは、舊より河<sup>2)</sup> の彼方に住みて、他の神々に事えたりしが、<sup>3)</sup> 我、汝等の祖アブラハムを、メソポタミアの地より連れ出し、之をカナアンの地に導き至り、その苗胤を衆多からしめ、<sup>4)</sup> 且之にイサークを興えたり。なおまた我はイサークにヤコブとエサウとを興え、エサウにその所領としてセイル山を興えぬ。されどヤコブとその子等とは、エジプトに下り行きたり。<sup>5)</sup> 次いで我はモイゼとア—ロンとを遣し、またエ

### 第二十四章

1) この集會はシケムで開かれた、それは多分八・三〇—三五にも述べてある祭祀がそこで行われたからである。そこで曾てヤコブもその家族の偶像禮拜のすべての穢れを潔めたことがあつた(創三・二〇。三五・二、四。<sup>2)</sup> エウフラト河。—<sup>3)</sup> 創一・二六。—<sup>4)</sup> 創一一・三一。—<sup>5)</sup> 創二一・二。二五・二六。三六・八。四六・六。

六 ジプトを打ち懲すに、數多の徴と奇蹟とを以てせり。6) 大しかして我汝等及び  
 汝等の父祖をエジプトより導き出し、汝等海に到りしが、エジプト人、戦車  
 と騎兵とを以て紅海まで汝等の父祖を追い來りしかば、7) セイスラエルの裔等  
 主に向かいて叫びしに、主汝等とエジプト人との間に暗黒を置き、彼等の上  
 に海を招きて之を覆い給えり。汝等の眼8) はわがエジプトに於いて爲したる  
 一切の事を見き。かくて汝等は時久しく荒野に住みぬ。八それより我は、ヨ  
 ルダンの彼岸に住めるアモル人の地に、汝等を導き入れしが、彼等が汝等と  
 戦うや、我之を汝等の手に付したれば、汝等その地を得て、之を滅ぼした  
 九 り。9) 然るにセフオルの子なるモアブの王、バラク起ちてイスラエルと戦い  
 人を遣してベオルの子バラアムを招き、汝等を呪わしめんとしければ、10)  
 一〇 我之に聽くを欲せず、却つて彼によりて汝等を祝し、その手より汝等を救  
 二 い出しぬ。二 次いで汝等ヨルダンを渡り、イエリコに到りけるに、その市の  
 人々、即ちアモル人、フェレズ人、カナアン人、ヘト人、ゲルゲス人、ヘヴ

6) 出三・一〇。  
 7) 出一二・三七。  
 一四・九。  
 8) 汝らの父祖ヨズエとカレブとは、なお目のあたりをれを見た  
 9) 民二一・二四。  
 10) 民二二・五。



二 人、イエブス人など、汝等と戦いしが、我彼等を汝等の手に付せり。11)  
 三 我また汝等の前に獅子蜂を遣し、汝の劍や弓によらずして、アモル  
 二 人の二人の王を、その居る處より逐い出しぬ。12) 一三しかして我は汝等  
 三 人に、汝等が勞働かざりし土地を與え、汝等が建てざりし邑々を與えて  
 一四 住ましめ、なお汝等が作らざりし葡萄畑と橄欖の園とを與えたり。  
 一四 されば、今主を畏れ、裏表なき眞心盡して之に事え、汝等の父祖が  
 一五 メソポタミア及びエジプトにおいて事えたりし神々を棄てて13) 主に事  
 一五 え奉れ。14) 一五 但し、主に事うるごと、もし汝等に惡しと見えなば、選  
 擇の權は汝等にあり、汝等の父祖がメソポタミアにおいて事えし神々  
 一六 にても、或は汝等がその地に住みおるアモル人の神々にても、汝等誰  
 一六 に事うべきか、己が心に適う者を、今日選べ。されど我とわが家とは  
 一七 主に事え奉らん。15)と。一六 茲において民答えて曰く、「我等主を棄て  
 一七 奉りて、他の神々に事うるが如き事は斷じてあらず。一七 主我等の天

11) 本三・一四。六。  
 一以下。一一・三  
 以下。一12) 出二三・  
 二八。申七・二〇。  
 本一一・二〇。  
 13) されば家に偶像  
 を祀り、魔術や口  
 寄せに頼るなどの  
 通俗形式の偶像崇  
 敬は、まだ全く跡  
 を絶つていなかつ  
 たのである。  
 14) 母上七・三。土  
 一四・一〇。  
 15) 民の決議がどう  
 であつても、私は  
 多數に従わず眞理  
 に従う。

主こそ、我等及び我等の父祖を、エジプトの地、奴隸の家より導き出し、我等が見る所にて大なる徴を行い、我等が歩みし途次毎に、我等が通り來りし總ての民の中にて我等を守り給いしなれ。一八且、主は諸々の國人、我等が入りたる地の住民たるアモル人などを追ひ拂い給いぬ。されば我等も主に事え奉らん。主こそ我等の天主に在せばなり。」と。一九時にヨズエ民に云いけるは、「汝等主に事うることを能わじ。16) 蓋は彼は聖にして力ある

妬む天主に在し、汝等の悪事や罪を赦し給わざればなり。17) 汝等もし主を棄て奉りて、他の神々に事えなば、彼は汝等に恩恵を施し給える後、一轉して汝等を懲らし、汝等を滅ぼし給わん。」と。三民、乃ちヨズエに云いぬ、「卿の云える如くならで、我等主に事え奉らん。」と。三三ヨズエまた民に向かいて、「汝等は、己が爲に自ら主を選びて之に事えんとしたる證人なり。」と云いしに、彼等「證人なり」と答えたり。三三彼の曰く、「され

ば、いざ汝等の中より他の神々を除きて、18) 汝等の心を主イスラエルの天

に云いけるは、

16) ヨズエは彼らにその決議の及ぼす結果をすべて悟らせようとす  
 17) されば汝らにも聖となることを求め給う、わけでも主と神々とに二心を持たざること。 (出一九・六。利一一・四四。一九・二。二〇・六)。  
 18) 再度の訓戒 (一四節)。

二四	主に傾けよかし。」 <sup>二四</sup> 民ヨズエに云いけるは、「我等は主我等の天主に事え、その御律令に従い奉らん。」
二五	と。 <sup>二五</sup> 茲においてヨズエその日契約を結び、シケム
二六	にて民に律令と定則とを提示したり。 <sup>一九</sup> 彼はまた
二七	この一切の言を主の律法の書卷に録し、 <sup>二〇</sup> 甚だ大なる石を執りて、之を主の聖所の中なる櫛の木の下 <sup>二一</sup>
二八	に立て、 <sup>二七</sup> 總ての民に云いけるは、「視よ、この石は汝等に證となるべし。其は主の汝等に告げ給いし
二九	御言を悉く聞きたればなり。 <sup>二二</sup> 是、汝等が後に至りて之を否み、主汝等の天主に對して偽ることのなか
三〇	らん爲なり。」と。 <sup>二八</sup> かくて彼は民を各々その領地に去らしめたり。 <sup>二九</sup> その後、主の下僕なるヌンの子ヨズエ、 <sup>二三</sup> 百十歳にして逝けり。 <sup>三〇</sup> よりて人々之を

一九)「確認、更新したり」の意。申二九。一参照。――<sup>二〇</sup>ヨズエは契約更新に關する記事を作り、これを主の律法の書に記入した。――<sup>二一</sup>この場所は、曾てアブラハムが(創一二・七)、後再びヤコブが(創三三・二〇)こゝに築いた祭壇のために、聖となつた。――<sup>二二</sup>この上なく潑漉とした考え方で、無生物の石を恰も人物の如くに思い做している。<sup>二三</sup>ヨズエはイエズスの美わしい前表であつた。ヨズエは舊約の民を導き、ヨルダンを経て、約束の地に入れた。イエズスは新約の天主の民を導き、洗禮を経て眞のカナアンに入れ給う。一般の推察通り、この書の筆者がヨズエであるとすれば、最後の五節はサムエルもしくはその他の預言者の書き加えたものである。

三一

その領地の境界なるタムナトサレに葬りしが、<sup>24)</sup> 之はエフ  
 ライムの山地に位し、ガース山の北側にあり。三三さてイス  
 ラエルは、ヨズエ存命の間、またヨズエの後に時久しく生  
 きおりて、主のイスラエルに於いて行い給いし一切の御業  
 を知れる長老等存命の間、主に事え奉れり。三三なお、彼等  
 はイスラエルの裔等がエジプトより携え來りしヨゼフの  
 骨<sup>25)</sup>をも、ヤコブが仔羊百頭を以て、シケムの祖へモルよ  
 り買い取り、ヨゼフの裔等の所有となしし畑の一部に葬り  
 ぬ。<sup>26)</sup> 三三アーロンの子エレアザルも亦逝きしかば、人々之  
 を、その子FINEESがエフライムの山地に於いて與えら  
 れたるガバートに葬れり。

三二

三三

<sup>24)</sup> ある山の北側にあるヨズエの墓は、パレスチナ切つての最も美しい古い奥津城(おくつき)の一である。—<sup>25)</sup> ヨゼフの骨はその子孫(エフライム)がこの邊を相傳の地として得てから、間もなくシケムに葬られたこと疑いない。その事件がヨズエの生涯の終つた後、こゝに始めて附記されたのである。—<sup>26)</sup> 創五〇・二四。出一三・一九。創三三・一九。